

東京家庭・簡易裁判所 合同庁舎落成記念特集号

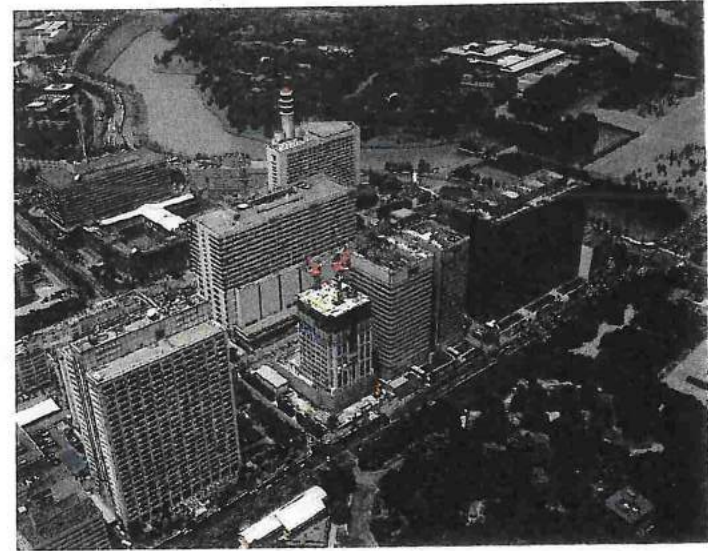


東京地裁広報・東京家裁広報

平成7年3月

目 次

式 辞	神 垣 英 郎 (1)
祝 辞	草 場 良 八 (2)
祝 辞	前 田 勲 男 (3)
祝 辞	土 屋 公 献 (4)
祝 辞	鈴 木 俊 一 (5)
竣工挨拶	照 井 進 一 (6)
祝賀会挨拶	大 石 忠 生 (7)
~~~~~	
霞が関司法街区スケッチ	川 壽 義 徳 (8)
新庁舎の落成によせて	猪 瀬 愼一郎 (9)
難産の愛児	藤 田 耕 三 (10)
新庁舎に思うこと	落 合 威 (11)
新東京簡裁の民事法廷のつくり	荒 井 史 男 (12)
新庁舎の落成に当たり	上 村 多 平 (14)
新東京簡裁開設準備の思い出	青 山 正 明 (15)
新庁舎への移転と少年部	林 五 平 (18)
簡易裁判所の理念の実現をめざして	佐 藤 哉 二 (20)
育てる努力と期待	下 郡 山 信 夫 (22)
東京家庭裁判所・新東京簡易裁判所庁舎の完成に寄せて	竹 崎 博 允 (24)
~~~~~	
中央合同庁舎第6号館C棟工事経過報告	瀬 川 昌 弥 (25)
困難な地下工事への挑戦と裁判所の機能と品位の確保にベストを尽くす	■ (26)
新庁舎建設計画の想い出	矢 田 泰 弘 (27)
~~~~~	
朝 陽	江 波 戸 直 行 (29)
21世紀の家庭裁判所にはこれから	青 柳 周 一 (30)
東京家裁と私	高 山 昇 三 (33)
新東京簡裁におけるハード面での工夫について	後 藤 征 弘 (34)
新しい東京簡易裁判所の開設準備について	柴 田 康 子 (35)
受付相談センターの門出	小 林 幸 子 (37)



(庁舎遠景)



(北西面外観)

## 式 辞

東京地方裁判所長 神 垣 英 郎



(玄関廻り)



(玄関ホール・総合案内)

本日、ここに、来賓多数の御臨席を賜り、東京家庭裁判所及び東京簡易裁判所合同庁舎の落成式を挙げる運びとなりましたことは、私の深く喜びとするところであります。

本庁舎は、建設省の設計・監理のもとに、清水建設株式会社、株式会社錢高組及び株式会社奥村組を始めとする多くの企業体が施工に当たり、平成3年1月の着工から3年半の歳月を掛けて、本年6月、地下3階、地上20階、延べ床面積約3万8,800平方メートルの建物として完成いたしました。

東京家庭裁判所におきましては、この庁舎の完成により、長らく別庁舎で執務していた少年交通部を併せることができ、充足以来はじめて全部門が一つの庁舎で執務することが可能になりました。

また、東京簡易裁判所としましては、簡易裁判所の適正配置の一環として、東京都23区内に散在していた12の簡易裁判所を一つに集約した新しい東京簡易裁判所が9月1日に開庁し、かねてからの念願を実現することができました。

ところで、本庁舎は、国民に開かれた裁判所として、国民の方々に利用しやすく、親しみがもてるよう、桜と朝顔をデザインしたスタンドグラスなどで玄関ホールに明るい雰囲気を持たせるとともに、総合案内コーナー、

事件受付のオープンローカウンターや受付相談センター、2階に通じるエスカレーターを設けるなどの工夫がされております。

最近における国の厳しい財政事情の中で、このような庁舎を完成させることができたのは、最高裁判所を始めとする関係当局の御努力の賜ものであり、深く感謝申し上げる次第であります。また、この新営は、裁判所が社会に占めている役割の重要性を示すと共に、裁判所に対する国民の期待が極めて大きいことを現すものであり、身の引き締まる思いがいたします。

今日の社会情勢は日々変動し、国民の権利意識の変化、価値観の多様化等に伴い、裁判所での解決を求められる民事や家事の紛争が増加し、紛争の内容も複雑多岐になってきております。新庁舎の落成を機に、紛争解決機関として裁判所が社会に占めている役割の重要性に思いを致し、真に国民に親しまれ信頼される裁判所であり続けるよう職員一同心を新たに、一層の努力を怠らない所存でございます。

終わりに、御多忙中にもかかわらず御臨席を賜りました来賓の皆様に対し深く感謝の意を表し、私の式辞といたします。

## 祝 辞

東京家庭裁判所及び東京簡易裁判所合同庁舎の落成式が挙行されるに当たり、一言お祝いを申し上げます。

東京家庭裁判所の旧庁舎は、長年にわたり使用されてまいりましたが、取扱事件数の増加等に伴って狭あいを極めておりました。また、歳月の経過に伴って老朽化も目立つようになり、かねて新庁舎の建設が強く望まれていたのであります。一方、東京簡易裁判所においては、昭和62年に長年の懸案であった簡易裁判所の適正配置が実現したことに伴い、東京都23区内の簡易裁判所を集約した新しい大都市簡易裁判所として発足することとなり、早期に庁舎の整備を図る必要がありました。

幸いにも、この度、この念願が実を結び、国民に最も身近な家庭裁判所と簡易裁判所の特質を十分に考慮し、最新の設備を完備した庁舎の竣工を見るに至りました。新庁舎は、1階に、総合案内コーナーを設けたほか、庁舎を訪れる人が親しみやすい雰囲気の中で落ち着いて相談や申立手続等をできるように事件の受付カウンターをオープンなものにするなど、利用者の視点に立った種々の工夫が凝らされております。また、本庁舎は日比谷公園の西側に位置し、全景は周囲の環境、景観とよく調和し、外壁はソフトな色合いに仕上げられており、国民に身近な裁判所の庁舎と

### 最高裁判所長官 草場 良八

して、広く人々に親しまれるものと信じます。この新庁舎の落成について心からお祝いを申し上げますとともに、その建設に当たり多大の御支援、御協力を賜りました関係各方面の方々に対し、ここに深甚の謝意を表する次第であります。

最近の社会情勢を反映して、裁判所の取り扱う事件は、一層複雑多様化し、解決に困難の度を加えておりますが、裁判官をはじめ職員各位は、この喜びの日を機に、職務の重大さに更に思いを致して、これまで以上に創意と工夫を重ねて職務に精勵し、もって国民の期待にこたえるよう切望してやみません。

また、御臨席の各位におかれましては、司法の重要性を深く御理解くださいます。今後とも、裁判所のため一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

これをもちまして、私の祝辞といたします。

## 祝 辞

### 法務大臣 前田 勲男

東京家庭・簡易裁判所合同庁舎の落成式が行われるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

この度、3年半の歳月を費し、裁判所御当局を始め新庁舎建設の事業に携わられた多くの皆様方の御尽力により、日比谷公園を目前にしたこの好適地に、このような立派な新庁舎が建設され、本日でめでたく落成式をお迎えになりましたことは、誠に喜ばしく、心からお祝い申し上げます。

東京家庭裁判所につきましては、昭和41年に建築された旧庁舎の老朽化が著しく、別庁舎であった少年交通部を併せた新庁舎の建設が、多年にわたり各方面から強く望まれていたところであります。東京簡易裁判所につきましても、迅速かつ適切な処理を行うため東京都23区内の簡易裁判所を統合する必要から、この合同庁舎が建設されるに至ったものと伺っておりますが、新庁舎を拝見いたしま

すと、周囲の環境、景観とよく調和し、現代建築技術の粋を結集した近代的な庁舎となっております。また、内部には、総合案内コーナー、受付相談センターなどが設けられています上、昼間多忙な方々のために夜間の調停・家事相談も実施されるなど、国民にとって利用しやすい工夫がなされております。

このような近代的な新庁舎の完成を見るに至りましたことは、国民のための司法のより一層の充実、強化にかなうものと確信いたしますとともに、新庁舎で勤務される職員の皆様におかれましても、ますます職務に精勵され、わが国の裁判所に寄せる国民の信頼と期待にこたえられますよう祈念いたします。

終わりに、新庁舎の建設に際して寄せられました関係者の皆様方の御尽力に対し、重ねて敬意を表しますとともに、お集まりの皆様方の御健勝をお祈り申し上げまして、私の祝辞といたします。

## 祝 辞

日本弁護士連合会会長 土屋 公 献

本日、東京家庭・簡易裁判所合同庁舎の落成式を挙行されるにあたり、日本弁護士連合会を代表してお祝いの言葉を申し述べる機会を得ましたことを大変栄光に存じます。

東京家庭裁判所は、昭和24年に設置され、「家庭に光を、少年に愛を」の標語のもとに、市民の家事紛争や少年非行問題の解決に力を傾けてこられ、市民にとって最も身近で親しみやすい裁判所として着実な発展の歩みを続けてこられました。東京簡易裁判所は、昭和22年に設置され、爾来今日まで庶民のための裁判所として、とくに少額・軽微な事件について簡易・迅速な手続きにより国民誰もが容易に司法的救済をうけることができる裁判所としてその役割を果たしてこられました。両裁判所が、設備とその機能をより充実し、それぞれの裁判所に課せられた使命を十分に果たすため、新しい庁舎の建設に踏み切られ、平成3年1月工事に着工されました結果、ここに地下3階、地上20階、延床面積約3万8,800平方メートルの近代的な設備を備えた合同庁舎として完成し、本日、めでたく落成式を迎えられましたことは誠にご同慶に堪えません。

また、東京地方裁判所所長、東京家庭裁判所所長をはじめ、この新しい合同庁舎建設のためにご尽力されましたご列席の皆様方と関係各位に、心から敬意を表するものであります。

近年、わが国の司法をとりまく状況は大きく変わりつつあります。とくに経済活動の発展と諸外国との交流の拡大等により、国民の生活様式と権利意識が変化するとともに、市民の日常生活の中で発生する法的紛争も増加し、また家庭や子どもたちを取り巻く環境も大きく変化し、そこに生ずる諸問題への対応については、一層複雑さ困難さが加わってき

ております。子どもと家庭生活におけるさまざまな問題を健全に処理する家庭裁判所と、市民の少額・軽微な事件を簡易・迅速に解決する簡易裁判所とが、いずれも市民にとって最も身近で親しみやすい裁判所として果たすべき役割はますます高くかつ重大であることを痛感するものであります。このような時に当り、東京家庭裁判所と簡易裁判所が近代的な設備と機能を備えた庁舎として新築されましたことは、誠に意義深いものがあると存じます。

新庁舎の設備や運営のあり方につきましては、オープンカウンターでの親しみやすい雰囲気、開放的なラウンドテーブル法廷の設置、夜間の家事相談・調停の実施など、一般市民が利用しやすく親しみやすい裁判所としてのさまざまな工夫がなされており、弁護士会としてもこの新しい東京家裁・簡裁に大いに期待をしたいと存じます。

皆様ご承知のように、この新庁舎の隣に子ども日弁連と東京三弁護士会の合同会館を建設中であり、明年7月には新会館がオープンする予定になっており、東京家裁・簡裁とは隣同士となります。今後、市民のための裁判所、市民に開かれた弁護士会として、互いに協力し、それぞれの使命と役割を十分に果たして参りたいと存じます。

東京家庭裁判所、東京簡易裁判所の関係各位におかれましては、新しい庁舎の機能を十分に生かされ、「家庭に平和を、少年に希望を」を与える裁判所として、また親しみやすい庶民の裁判所として、この上でもご尽力くださるよう念願する次第であります。

本日、ご列席の各位とともに、本合同庁舎の完成を心からお慶び申し上げますとともに、両裁判所の益々の充実ご発展を祈念し祝辞といたします。

## 祝 辞

東京都知事 鈴木 俊 一

ご紹介いただきました東京都知事の鈴木俊一でございます。

本日は、「東京家庭・簡易裁判所合同庁舎」の落成式にお招きをいただきまして、こうして皆様にご挨拶できますことを、大変栄光に存じます。

この度、「東京家庭・簡易裁判所合同庁舎」が完成し、本日、ここに、めでたく落成式を迎えることができましたことを、心からお慶び申し上げます。

また、この間に、関係者の皆様が払われた、並々ならぬご努力に対しまして、深く敬意を表する次第であります。

さて、今日、高齢化の進行や、出生率の低下による少子化の進行、さらに、男女平等意識の深まりなど、家庭をめぐる環境の変化には、誠に著しいものがございます。

このような状況下において、家庭に関する様々な問題の解決に当たられる家庭裁判所に寄せる都民の期待には、まことに大きなものがあると存じます。

その意味からも、この度、より利用しやすい家庭裁判所として、整備充実されましたことは、東京都民にとりまして、誠に喜ばしいことと存じます。

また、簡易裁判所につきましては、これまで23区内の12か所に分散しておりましたものを、1か所に統合するとともに、夜間調停の実施や、効率的な事件処理を目指すなど、都民が、より利用しやすい態勢を整えられたと伺っております。

東京における活発な都市活動から生ずる、様々な紛争の解決に当たりまして、簡易裁判所の果たす役割は、益々大きなものとなっていることと存じますが、この度、東京簡易裁判所として、その機能を充実されましたことは、誠に時宜を得た意義深いことと存じます。

さて、私は、21世紀におきましても、この東京を、誰もが「安心して生き生きと暮らせるまち」にしたいと考えております。

そのためには、東京都民の生活の安定と秩序の維持が、欠くべからざるものであり、法治国家における司法の果たす役割に、心からご期待申し上げる次第でございます。

終わりに、東京家庭裁判所、並びに東京簡易裁判所の益々のご発展と、本日ご列席の皆様のご健勝を祈念申し上げまして、私の祝辞といたします。ありがとうございました。

## 竣工挨拶

建設大臣官庁官庁営繕部長 照井進一

本日、ここに、東京家庭・簡易裁判所合同庁舎の落成式が挙行されるにあたり、一言挨拶のご挨拶を申し上げます。

皆様ご承知のとおり、建設省では昭和62年から中央合同庁舎第6号館の整備を進めて参りましたが、この東京家庭・簡易裁判所合同庁舎もその一環として、平成3年1月から工事が進められ、約41か月もの工期を要して完成し、この7月に無事お引き渡しすることができました。

さて、この建物の概要を申し上げますと、地下3階、地上20階、塔屋1階、建物の最高高さは86.5メートル、延べ床面積は約3万8,800平方メートルであります。

設計にあたりましては、日比谷公園に隣接して3棟の建物が立ち並ぶことから、外観の調子が図られるとともに、それぞれ独立した建物に見えるように配慮致しました。また、設備につきましても、省エネ・省資源にも積極的に配慮し、排水再利用システム、照明制御システム、排熱回収システムを採用致しました。

また、当庁舎に入居された家庭裁判所と簡

易裁判所は、国民に最も身近な事件を扱う裁判所であることから、親しみがもて、明るく、柔らかな雰囲気を出し出すよう、玄関ホールにはスタンドグラスを設置するとともに、オープンな総合受付相談窓口と待合スペース、簡易裁判所の夜間調停ゾーン、家庭裁判所の家事相談ゾーンを設けて気軽に訪れることができるよう工夫しています。

さらに、法廷には角を丸くした家具を設け、建物内の案内標識も柔らかい形状とするなど明るく開かれた裁判所に相応しい施設となるよう配慮しています。

このように様々な特徴を備えた庁舎ですので、適切な維持管理のもと、この庁舎のもっている機能が最大限に活用されて、末永く皆様に親しまれ、司法の発展の一助となりますことを願っています。

終わりに、当庁舎の建設に当たってご協力をいただきました関係各位に心から御礼申し上げますとともに、ご列席の皆様のお発展とご健勝を心から祈念いたしまして、ご挨拶いたします。

## 祝賀会挨拶

東京家庭裁判所長 大石忠生

本日は、御多用中にもかかわらず、東京家庭裁判所・東京簡易裁判所合同庁舎の落成披露祝賀会に御臨席いただきまして、誠にありがとうございます。心から御礼申し上げます。

先程の落成式における式辞で東京地方裁判所長からも申し上げましたとおり、東京簡易裁判所につきましても、新庁舎の落成を機に簡易裁判所の適正配置の一環といたしまして、都内12の簡易裁判所を集約し、新しく東京簡易裁判所として開庁いたしましたわけでございます。

東京家庭裁判所におきましても、新庁舎の落成によりまして長年の念願でありました少年交通部の統合を実現することができ、発足以来初めて一つの庁舎で執務することが可能になったわけでございます。

落成式におきましては、最高裁判所長官始め、各界の方々から、お祝いとともに励ましのお言葉を賜り、改めて裁判所の使命の重大

さに身が引き締まる思いがいたしております。

新庁舎の落成を機に、私ども職員一同心を新たにし、一層の努力をいたしてまいり所存でございます。

今後とも、東京家庭裁判所、東京簡易裁判所のために御指導、御鞭撻を賜りますよう切にお願い申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

(現高松高等裁判所長官)

## 霞が関司法街区スケッチ

川 岸 義 徳

霞が関中央官街Aブロック合同庁舎6号館C棟  
といえ、何とも御々しい感じですが、この  
建物は、平成6年夏に完成し、東京家庭裁判所と  
東京簡易裁判所が入居した真新しい庁舎です。霞  
が関の官庁街は、便舎AからQまでのブロックに  
分けられているようですが、裁判所、法務省、検  
察庁、弁護士会など司法関係機関の庁舎、会館が  
ある街区をAブロックといいます。ちなみに、同  
会議事室はBブロック、総務官舎はEブロック、  
最高裁判所はOブロックにあります。

このAブロックには、今から100年前、明治政  
府が国の威信を外に示すため建築したといわれる  
司法省と大審院の赤煉瓦庁舎がありました。この  
うち司法省庁舎（現在は法務省官舎）は、昨年修  
復工事が完成し、霞が関界隈で明治の面影を残す  
唯一の建物として新夜ライト・アップされ、美し  
い姿を浮かび上がらせています。大審院庁舎は戦  
後、最高裁判所庁舎として用いられてきましたが、  
最高裁判所が昭和49年秋頃に新築された庁舎に移  
転した後、取りこぼされました。昭和59年、この  
跡地に東京高・地・簡裁合同庁舎が建てられまし  
た。この庁舎の正面玄関中央に吊り下げられて  
いる風格のあるシャンデリアは、旧最高裁判所庁  
舎の正面玄関を飾っていたもので、今となっては、  
赤煉瓦を思い起こすほとんど唯一のよすがとなり  
ました。

このように、東京高・地・簡裁が由緒のある場  
所に移転した結果、日比谷公園側の旧裁判所庁舎  
敷地の活用が可能となり、主として法務省、検察  
庁を収容するための合同庁舎6号館構想が現実の  
ものとなりました。

時たまたま、裁判所は、全国に575設けられて  
いた簡易裁判所について、その設置の見直し作業  
を始めましたが、この作業は、昭和62年9月、い  
わゆる管轄法の改正となって実を結びました。こ  
の法律改正によって、小規模簡易裁判所122（全  
部事務移転庁舎を含む）、大橋市簡易裁判所17台計1  
39庁が統合されることになりました。東京の場合、  
23区内にあった12の簡易裁判所の内11を東京簡易  
裁判所に統合することとされましたが、これだけ

の大規模な集約ということになると、これを受け  
入れる新しい庁舎が必要になってきます。

一方、東京家庭裁判所は、昭和41年、新築の拠  
点とした庁舎に入りましたが、この庁舎は行政官庁  
の集まるBブロックにあり、又別地にあった少年  
交通部を収容することはできない状況にありまし  
た。そこで、東京家庭裁判所を司法街区であるA  
ブロックに移し、少年交通部を同一庁舎に入れる  
という構想が出てきました。

6号館構想は、このような裁判所側の事情や動  
きを容れ、最終的には、A・B・C3棟から成る  
6号館新築計画が決定され、C棟に東京家庭裁判  
所と統合後の東京簡易裁判所が入居することとさ  
れました。この計画は昨年夏現実のものとなり、  
両裁判所は、このC棟で新しいスタートを切りま  
した。その1階フロアには、鮮やかなステンドグ  
ラス、2階に通じるエスカレーター、近代的な銀  
行の窓口を思わせるような受付カウンターなどが  
整備され、今までの裁判所庁舎のイメージを一新  
しています。

C棟の南端には、今年の夏完成予定の弁護士会  
館がしようしゅな姿を現してきています。これが  
完成すると、Aブロックは完全な司法街区として  
整備を終えることになります。

このように、Aブロックは、司法街区という名  
称からくる堅苦しいイメージとは裏腹に、一方に  
おいて、C棟のような時代の最先端をゆく建物を  
配し、他方において、明治の記念碑ともいえる  
赤煉瓦を配するという誠にユニークな街区を形作っ  
ているのです。

（東京高等裁判所長官）

## 新庁舎の落成に寄せて

猪 瀬 慎一郎

このたび東京家庭裁判所および東京簡易裁判所  
（民事部門）の合同新庁舎が落成したことは、誠  
におめでたく、心からお祝いを申し上げます。

新庁舎は、霞が関の司法ブロックの一角に日比  
谷公園に面して建てられた地上20階、地下3階の  
近代的なセンスに包まれた品位のある高層建築物  
である。西側は東京高等・地方、簡易裁判所の合  
同庁舎に、南側は弁護士新会館（建築中）に、北  
側は検察庁・法務省に隣接し、この上もない地の  
利を占めている。この落成後間もないシンプルで  
品位を備えた新庁舎を眺め、私はそこに21世紀の  
家庭裁判所を思い浮べた。

振り返ると、新庁舎構想が持ち上がったのは、  
私の家庭局長在任中であつたと記憶するが、その  
後この問題は具体的に進展し、私が東京家庭裁判  
所長に就任した平成元年秋には、すでに新庁舎の  
総面積も定まっており、部屋の具体的配置を検討  
する段階に差し掛かりつつあつた。当時、家庭裁  
判所と簡易裁判所との合同庁舎は、高裁所在地の  
庁舎として、初めての試みであつたが、関係者の  
御理解と御協力により事を円滑に進めることが  
できた。

家庭裁判所も、簡易裁判所も、ともに国民の生  
活に密着した事件を取り扱うのであるから、国民  
が気軽に相談できて利用しやすい裁判所であると  
同時に、充実した機能を備え効率的に運営できて、  
国民の信頼を勝ち得る裁判所であることが必要で  
ある。このような見地に立って、新庁舎の設計は  
進められた。この目的に向け、限られた面積を最  
大限有効に活用するため、いかに合理的に部屋の  
割振りを決めるかに苦心が払われた。当時、事務  
局長をはじめ関係者の謙やかな努力と全庁職員  
の協力のもとで、新庁舎問題は工事が工の段階に  
まで進めることができ、私は心置きなく新任地福  
岡に向つたのであつた。

このたび新庁舎の落成にあたり、内部を案内し  
て頂いたが、利用者のための細やかな配慮が伝わ  
る明るい近代的な庁舎であることを実感し、一人  
の感慨を覚えた。

新庁舎の玄関を入ると、広いホールの中程に案

内所が設けられ、初めての来訪者も迷うことなく  
目的の係のところに進むことができるように配慮  
されている。家庭裁判所に限って言うならば、家  
事訴訟はあたかも銀行の窓口を思わせるオープン  
方式を採用しており、旧庁舎と比べて利用者の利  
便は階段に改善されたものと思われる。訟廷に隣  
接して家事相談コーナーが設けられているが、同  
コーナーがホールから見えないように配置されて  
いるのも細やかな配慮の一端といえよう。2階に  
は少年部の交通部が集中的に配慮された。これ  
まで長年にわたって本庁舎と離れた場所で執務を  
余儀なくされた交通部が今回新庁舎に統合され  
た意義は大きなものがある。そして、2階に通じ  
る動線には、階段のほかにエスカレーターが設置  
された。エスカレーターの設置は、官庁では初め  
での試みであると感じているが、多数の事件関係  
者を円滑に導くために必要なことであり、新庁舎  
全体の効率的な運営にも大きな効果をもたらすも  
のといえよう。また事件部門は、事件処理機能を  
充実かつ効率的に發揮できるように、

関係室を部単位によって配置してい  
るのも、新庁舎における特色である。さらに、少  
年事件の履歴検索や家事調停の運用などの事件処  
理にコンピューターを本格的に導入する新しい動  
向にも対応できるよう意が用いられており、正に  
新庁舎は新しい裁判所にふさわしいものといえる。

私は昨年3月に裁判所を去つた者であるが、わ  
が国社会の激しく変化する昨今の状況の中で、家  
庭および少年問題の重要性を思うとき、家庭裁判  
所が一層その機能を充実させ、国民の期待にじゅ  
うぶん応えられるよう発展を続けることを心から  
願っている。私の心には、新庁舎はいつまでもそ  
のような家庭裁判所のシンボルと映り続けるに違  
いない。

（前福岡高等裁判所長官・元東京家庭裁判所長）

## 難産の愛児

藤田 耕三

堂々とそびえる新庁舎の意匠にたまたみ、日比谷公園の美しい紅葉を眺めながら、東京地裁の所長代行として、区役所を駆け回った頃のことを思い出しました。簡裁の適正配置について、地方自治体の理解と協力を得るために、所長の陣頭指揮のもと代行四人が手分けして、統合される簡裁が管轄する区の区長さんと区議会議員さんへの説明、説得のために回ったのです。得難い経験ではありましたが、けっこう苦労もしました。とにかく、日頃威多に接することのない政治や行政の世界の人達と、しかも先様が嫌がるであろうことを説明、説得するために会うというのは皆初めての経験でした。めいめいが、数カ所の区に、それぞれ、合計十数回伺いました。統合される簡裁が所在する区には、所長も一緒に出掛けました。

鎌倉に捨てたいあしらいを受けたいわけではないのですが、所説は歓迎されざる客のわけ、こちらもそれは意図しておりますから、居心地がいいわけはないのですが、一生懸命説明し、反論があれば説得したのです。必ずしも本心から納得したわけではなくても、

「…応ご趣旨は分かりました。大変ですおねえ。」と同情されると、ほっとしたものです。そういえば、こんなこともありました。統合されるある簡裁について、今まで何かと格段に尽力してくれてきたさる地方議員の方が、その簡裁を廃止するとは何事かと、怒り心頭に発しておられるという話が伝わってきたのです。何しろ、その簡裁の前の交差点には「〇〇簡裁裁判所前」という標識がかかっており、それもその議員さんの尽力のお陰という経緯がある位なのだそうです。裁判所のことを思えばこそなのですから、何はさておいても、旗を出しに行かなければということになりました。早朝事務所に向き、早身低頭して説明して、やっと了解して貰った次第でした。

また、適配の一環として、町田市に簡裁を新設することの説明に、隣接の栗市に赴いた時のことです。今度は新設だから喜ばれるに違いない、今日だけは感謝される番だと思って出掛けましたが、おにはからんや、そうではなかったのです。市長

さんが不在で、留守番の助役さんの話では、「かつては南多摩郡の郡役所が八王子にありましたが、八王子に出掛けていくのは何ともないのですが、町田に出掛けていくということになると、市民には心理的な抵抗感があります。今でこそ大きな街になりましたが、うちから言わせれば熊の向こうの外れの町ということでしたからね。」と言われ、つくづく歴史的な経過と、それにまつわる住民感情の難しさを痛感しました。同じような話ですが、当時既に事務移転し、庁舎も存在しなかった五日市簡裁の廃止の了解を五日市町長に求めにいった所長が、案に相違して反対され、「五日市は、古来交通の要衝で、渋谷、新宿が村だった当時から町だったんですからね。」と言われたという話も伺いました。

このように、地域としてのいろいろな思いが残りながら、司法の活性化のためという説得に応じ、理解してもらい、大改革が成就したわけですが、我々としても、住民に対して、さらには国民に対して約束した司法の改革を是非とも実現させる責務があると前をましよう。

東京家庭・簡易裁判所合同庁舎の建物は、意匠に完成しました。このハードとしての庁舎の建設についても、多くの人々の労苦の積み重ねがあります。設計、施工や内部のデザインなどでどれだけ苦心が払われているかを、私も目の当たりに見てきました。一階のフロアーにある鮮やかな色彩のステンドグラスにしても、郡内の有名な簡所のステンドグラスを皆で見て歩いたのを思い出します。このように、多くの人達の苦心の結晶である庁舎を使って、どのような機能を発揮させるかということになると、そこで働く皆さんのソフトの面での工夫が重要ということになります。これからの皆さんの努力が期待される所以です。難産の末に生まれた可愛い子です。どうぞ宜しくお願い致します。

(仙台高等裁判所長官・前東京地方裁判所長)

## 新庁舎について思うこと

落合 威

私が新庁舎の建築に多少のかかわりを持つようになったのは平成3年秋頃から落成半年ほど前の平成6年3月初め東京家裁を去るまでの間にすぎないが、一つの庁舎を造り上げるということが、すでに基本的な計画・設計ができ上がっている後においても、こんなにも大変な作業なのかということを実感させられた2年半でした。

残念ながら、私は未だ完成した新庁舎を見る機会に恵まれていませんが、東京家裁から贈られた庁舎落成記念アルバムの写真とステンドグラスの図柄のテレホンカードを見て遠くからその姿を偲びつつ当時のことを思い出しています。

昨秋当地で開催された日弁連人権大会後の懇親パーティの場で何人かの旧知の弁護士の方々に出会った際、新庁舎のことが話題になりました。それらの方々から伺った言葉は、必ずしもすべてが肯定的なものばかりではありませんでしたが、ほとんどの方が、ステンドグラスを背にして総合案内を設けた一階玄関ホールは、最近よくいわれる開かれた裁判所のイメージにふさわしいものであると高く評価され、嬉しく思いました。

手許に何の資料も持ち合わせていませんので、とんでもない思い違いをしているかも知れませんが、内装工事決定段階の大詰に来て、一階玄関フロアーをどのようなものにするかということが大きな問題となったように覚えています。折角新しい庁舎を造るのであるから、何とかが新機軸を打ち出したいもの、大石前所長をはじめ当時の太田事務局長らスタッフと幾度となく会合を開き、来庁者が必ず最初に足を踏み入れる場を新しい裁判所のイメージにふさわしいものとするにはどうしたらいいのか話し合を重ねました。いろいろな案が検討され、かなりの紆余曲折を経た末、総合案内の背面壁面には、厳粛な中にも明るい雰囲気を感じ出すためにステンドグラスを取り付けることに決まりました。しかし、その図柄に何を象徴したものを採用するかについても、一階の玄関ホールが家裁と簡裁の共用の場であるだけに、一方だけの特色を強く出すことは望ましくなく、いかにその間の調和を図るかということも一つの問題でし

た。私はこの領域に全く無知なため、意見を求められても答えるすべもなく、無力を痛感させられるばかりでした。大石前所長は、この件についても陣頭に立って積極的にことを進められ、どこかにステンドグラスがあるとの情報が入ると、その都度見分に出掛けられ、私も何度かそのお供をして都内を文字どおり東奔西走したことを懐かしく思い出します。

折悪しく、新庁舎着工時にはすでにバブル経済は崩壊して財政状態は逼迫し、この頃には、このことが新庁舎建築の計画どおりの遂行にも大きな影を落とすようになりましたが、このような悪条件の下で、その計画遂行に大変な覚悟をかけて取組まれ、日夜心を砕いておられた大石前所長の姿には、ただ頭の下る思いであったことが折に触れて想起されます。

ステンドグラスのテレホンカードを手にして、今この玄関ホールに出入りしている人々がこの図柄から何を感じ取っているのであろうかと考えていますが、思えば、丁度新庁舎建築工事が始められた頃は、東京家裁家事部は遺産分割事件の未留付の増加に直面し、その適正かつ迅速な処理方を確立するために一丸となって努力を重ねていた時期でした。その中で、日々陰翳が積み上げられていく工事の進捗状況を眺め、新庁舎の完成を楽しみにしつつ仕事に勤んだものでした。

この新庁舎の落成を機に、当時の同僚の方々、そしてその後に関わり続けた、新庁舎の新しい機能を十分に活用して活躍されることを切に祈っております。

(山形地方・家庭裁判所長・前東京家裁裁判所家事部所長代行)



## 新東京簡裁の民事法廷のつくり

荒井 史 男

新しい東京家裁・東京簡裁の合同庁舎が完成し業務開始が近付いた平成6年7月から8月にかけて、新聞各紙に報道がありました。見出しには、「角が取れた東京簡裁」、「法壇15センチ下げ「見下ろしません」」、「争いことも丸くおさまる!」、「円卓法廷」登場」などあり、新しい東京簡裁の民事法廷のしつらえは、概して好意的に受け止められたようで、御同慶に基きません。

新簡裁の法廷のしつらえ等について、裁判部として具体的に考え始めたのは、平成4年夏ころからであったかと思えます。私は、かつて仕事柄、東京管内の各簡裁の法廷を見る機会がしばしばありましたが、傍聴席の方から簡裁の法廷に入ると、どうも地裁の単独法廷よりやや狭いのに、法壇が随分高い印象を受けていました。また、近年、簡裁における司法委員の事件関与が活発になり、東京管内では、司法委員に事件の審理中法壇に上がってもらうのですが、司法委員用の椅子を裁判官の椅子と並べて置くと壇の端から落ちそうになるとか、現に落ちた人があり、その対策として手作りの補助壇を作った簡裁もありました。市民に分かりやすく、利用しやすい民事裁判を目指している近時の簡裁のイメージからしても、新簡裁ではこれをなんとか改善できないだろうか、そこから作業が始まりました。当時の東京地裁民事次席の柴田さん（現東京簡裁民事首席書記官）に頼んで管内各簡裁等の法廷の状況を調べてもらいますと、法壇の高さは大体どこも40センチメートルで、これは地裁の単独法廷と同じでした（なお地裁の合議法廷の法壇の高さは45センチ）。法壇の幅は2メートルというのが多く、地裁の単独法廷の3メートル、合議法廷の3・5メートルより狭いことが分かりました。

当時、地裁ではラウンドテーブルが導入されはじめ、簡裁でも、集約が先行した大阪、名古屋等で、一部ラウンドテーブルを導入する情報がありました。しかし、簡裁の民事といえども、すべての法廷をラウンドテーブルにしたり、法壇を無くするわけにもいきません。これまでより法壇をいくらか低くし、幅を広げるにしても、法廷として

の品位を保ちつつ人証調べにもふさわしいセッティングとなると、低くするにも限度がありましょう。簡裁関係の委員会のメンバーや民事訟廷の方々とお話しているうちに、法壇に座った裁判官の目の高さが、当事者席で立つて発言をする人の目の高さより低くはまずいということになり、民事訟廷の諸君に実験台になってもらい、座高や背の高さの組合せを想定して、まずは25センチメートルまでは低くできることが確かめられました。その後、簡裁の上席裁判官方や地裁の委員会のメンバーの意見も伺い、25センチ高の法壇設置の上申の方針が固まったわけです。

幸いにして、高裁、最高裁でこの要望が入れられ、また、法壇の幅も新簡裁の法廷の幅が許す限りの320センチメートルの幅がとられました。平成5年3月には、実物大の模型まで作ってくれて検分する機会があり、また、25センチ高の場合、法壇に上がるのにステップが必要かどうかまで、入念な検討がありました。その他、新簡裁の法壇は、最高裁の法壇や、家裁の家事審判廷と同じように、法壇、当事者席等の机の「角」がとれた柔らかい作りになっていますが、そのきっかけは、この模型検分のときの高裁事務局長の「いいアイデアをどんどん出してください。」という心強いバックアップがあったことでした。

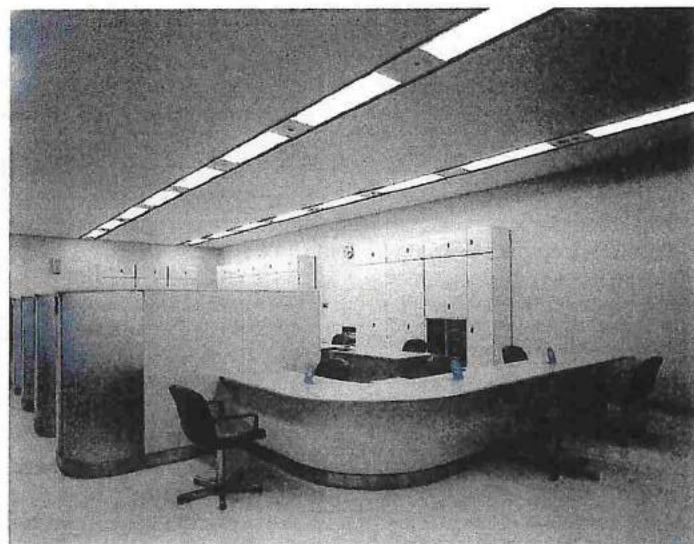
思えば、平成3年ころから全国的に実践されている「利用しやすい簡裁」を目指す簡裁方策案、そのさらに基盤には、裁判所の適正配置以来の簡裁の充実に向けたエネルギーが、新東京簡裁のハード、ソフト作りにかさねたように思います。

法壇のつくりといった細かい点にまで示された東京高裁企画調整室をはじめ上級庁、関係の方々の御理解と熱意に感謝するとともに、これからの新東京簡裁の実務運営の中で、3つのラウンドテーブル法廷を含め、法廷のつくり込みに込められた心を生かしていただくことを期待して、新東京簡裁発足のお祝いの言葉に代えさせていただきます。

（水戸地方裁判所長・前東京地方裁判所民事部所長代行者）



(3F 簡裁民事法廷)



(1F 簡裁民事受付相談センター)

## 新庁舎の落成に当たり

上村多平

平成6年8月26日から日比谷公園に面した霞が関の司法街の一角に位置した新庁舎での執務が開始しました。これで旧日比谷庁舎での30有余年の輝かしい歴史の幕が閉じ、霞が関新庁舎での新しい頁が始まったこととなります。まことに21世紀の扉開けにふさわしい門出であるといわねばなりません。東京家裁に勤務する職員一同の一大慶事でありませぬ。

翻ると、新庁舎建築の計画から完成までに企画に加わった歴代の所長以下事務局の方達の苦勞は大変なものがあつたと推測致します。幸い裁判事務に携わる裁判官を始め事件部の若は事務局とは違ひ新庁舎の設立の細部にまではタッチしない仕組みになっているので、事件部の若は専ら、何時新庁舎が完成するであろうか、どんな庁舎が建つだろうか、事件処理に支障のないように移転できるだろうか、もう少し新庁舎の情報が入らないものだろうかというようなことが最大の関心事であつて、日々の事件処理に忙殺されていたので、新庁舎の外観が形を次第に整えていくにつれて新庁舎の完成を待ちに待たなくなったというのが実情でなかつたかと思ひます。それは裁判所の旗幟が事件部と事務局との役割分担のもとに運営されている以上自然のことであつてそれぞれがその役割を履行すれば支障なく機能していくものである。勿論裁判所というものが司法の機能を担ひ、事務局がそれを補助していくという本来の役割があるから、事務局が裁判部の職務環境が快適になるように最大限に配慮しながら新庁舎の建設に取り組むことは当然のこととしても、建築主である建設省や最高裁等の上級監督官が定める建設計画の枠内で、しかも限られた建築予算の綱約のもとに最大限の快適な職場環境を作らねばならないという命題に取り組んで努力をした事務局のご苦勞は大変なものであつたであろうと改めて謝意を表すると共に、これからの新庁舎での設備の充実に一層の努力を期待したいと思います。

新庁舎の完成目標が具体化し、事件部を始め全体の移転計画がはつきりしてからは、事件部の方も事件処理に遅滞が生じないようにするにはどう

すればよいか、緊急に処理すべき事件に対する対応策をどうすればよいかが事件部の主たる関心事であつたが、幸いに移転時期が夏期休暇に入る時期になつたので、例年の職員の夏期休暇を変更することがあつたが、これは何十年に一度の事態であるということで職員の理解が得られ、事件処理も新庁舎への移転前に精力的に事件を入れて処理をしておくというように職員の協力が得られたことは、やはり東京家裁に戦を奉じているという誇りが皆をして一致協力をしていく気風を持たせたのではないかと感じた次第であります。結果的にも事件処理の点では新庁舎に移転した後に後遺症を残すような事もない程度に円滑にいらつていと評価しています。

新庁舎移転後の1か月は、新庁舎に慣れない事からくる苦情が数多くあつたが、幸いに混乱もなく新庁舎での執務が円滑に進行されている状況になつたのではないかと感じております。誠にこの同慶の至りであると思ひます。なんといつてもこの首都の中央部に位置した霞が関の一等地に位置する場所が仕事場になっていることは最も快適な環境であるといえます。今後はこのような職場環境を与えられた者として国民の信任に答えることができるように新しい庁舎に新しい酒を入れる工夫をいかにしていくかが私達に与えられた課題であり、職員一層の努力を期待したいと思います。

(東京家裁裁判所家事部所長代行)

## 新東京簡裁開設準備の思い出

青山正明

新東京簡裁の開設準備の思い出として忘れることができないのは、第1に、新東京簡裁開設準備委員会の活動のことである。

この委員会は、新東京簡裁の開設準備のために東京地裁民事部において検討しなければならぬ各般の事項について調査・審議し、所要の施策を提言することを目的として設置された。民事訴訟事件小委員会、調停事件小委員会、督促事件小委員会、即決和解・保金・公示催告・過料事件小委員会及び民事勧延事務小委員会の五つの小委員会と、民事部所長代行者及び小委員会の委員長等をもって構成する親委員会とから成り、委員には、東京地裁及び管内簡裁の裁判官及び書記官総勢50人余が充てられた。

その委員全員による第1回の会議が開催されたのは平成4年12月2日のことであつたが、以後新簡裁の開設直前の平成6年8月までの間、各委員がこの委員会の活動のために注ぎ込んだ情熱とエネルギーは、実に大変なものであつた。各小委員会は、毎月少なくとも1回は会議を開催し、それぞれ与えられたテーマについて調査・審議し、その結果を毎月開催される親委員会に報告するということを繰り返した。会議は、毎回、執務終了後の夕方5時半ころから始め、8時から9時に及んだほか、毎回の会議の前に各自が相当の準備をしなければならなかつたから、各委員は、この委員会の活動のために相当な時間と精力を費やしたことになる。折しも、東京地裁、管内簡裁ともに、バブル経済の崩壊に伴う景気の低迷による事件の急増に見舞われ、どの部署も大変繁忙な時期にあり、本来の仕事に追われる状況にあつたにもかかわらず、快く委員を引き受け、この委員会の仕事に動んでいただいた裁判官、書記官の方々には、本当に頭の下がる思いである。また、このような各委員の活動の除には、開設準備室及び民事訴訟事務室の職員の手力持ちとしての奮闘があつたことも忘れることができない。

このように各委員が大変な熱意をもって新簡裁の開設準備の作業に取り組むことができたのも、新簡裁の開設を準備するということが、12の簡裁

を統合し、裁判官が80人、裁判官以外の職員が300人にも及ぶ、他に例をみない大規模な簡易裁判所を造り上げるということであり、12簡裁統合のメリットを活かし、「親しみやすく、利用しやすい裁判所」という理想を実現するためには、広い視野と先見性をもつて、多方面から検討を加え、多くの創意工夫をこらさすことが必要であり、その組織機構、事務処理体制、事務処理要領等のいずれを造り上げる仕事も、全くお手本のない、創造的な作業であつて、その意味で大いに挑戦意欲をそそるものがあつたことによるものであろう。

もつとも、その作業には、常に、時間的な制約はもとより、予算上の制約、配属人員上の制約、部庫の敷や広さ等の施設上の制約といった多くの人的物的な制約や、裁判所の内部及び外部の関係各方面との意見の調整上の制約等々の案に多くの制約が付きまತ್ತつた。各委員から出された魅力的な提言が相当の時間をかけて検討され、練り上げられながら、何らかの制約により、中途で心ならずも修正を強いられたり、結局、日の目を見ることなく終わつたりして、無念な思いを禁じえなかつたこともしばしばあつた。

ともあれ、新東京簡裁は、開設準備委員会が提言した様々な施策に基づき、その組織機構や、事務処理体制を整えて、昨年9月1日に無事にその業務を開始し、これまでのところ先ずは順調に運営されている。誠に喜ばしいことである。開設準備委員会が提言した諸施策の中には、新簡裁の開庁後の実際の運用の状況のみで、見直しをしなければならぬものが出てくることは当然予測されるし、あらかじめそれが予定されているものもある。今後常に必要な見直しを怠らず、理想的な簡易裁判所の実現を目指して歩みを進めて行くことを期したい。

* * *

もう一つ新簡裁の開設準備に関して忘れることができないのは、新簡裁が入居する庁舎の有り様から新簡裁における事務処理の在り方に至るまでの、ハード・ソフト両面にわたる大小様々な問題について、弁護士会から数多くの注文が出され、

それをめぐる弁護士会とのやり取りに苦勞したことである。

新庁舎の鉄骨工事が終わり、外壁工事が進行し始めたころの平成4年10月に三弁護士会からの申し入れにより、しばらく中断していた新簡裁問題に関する協議会が再開され、以後、ほぼ2か月に1回のペースで開催された。出席者は、東京地裁側は、所長と民刑4代行、弁護士側は、三会の各会長、担当副会長その他の委員数人ずつであった。

ここで、新簡裁の開設準備の舞台裏のエピソードとして、この協議会において弁護士会と協議した問題のうちの2-3を、差し支えない範囲で紹介しておくのも多少の意味があるであろう。

#### ◎「控室」という呼称について

弁護士会側は、新庁舎における室の呼称として「控室」という語を用いることを極力避け、例えば、「弁護士控室」「弁護士室」又は「弁護士待合室」とすべきであり、「申立人控室」、「証人控室」、「公衆控室」その他の「控室」は「待合室」にすべきであると主張した。「控室」という呼称は、「控え居ろう」というお上的な発想によるものであって適当でないというのがその理由のようであった(もっとも、弁護士会側の出席者の中には、そういう感覚に必ずしも賛同しない者もあった)。

これに対し、裁判所側は、「控室」という呼称がお上的な発想によるものであるとは思われないし、現に「講師控室」とか、「新郎側(新婦側)控室」という用例もあるのではないかなどと反論したが、弁護士会側の納得は得られなかった。

裁判所側としては、室の呼称にはあまりこだわる必要もないので、最終的には弁護士会側の要望に基本的に応ずることとしたが、「弁護士室」という呼称は、「裁判官室」、「書記官室」等の用例から類推して職員の執務室と誤解される恐れがあり、採用することができないので、「弁護士控室」は「弁護士待合室」とすることとし、逆に、調停委員、司法委員は非常勤の裁判所職員であるから、その控室は、「調停委員室」、「司法委員室」とすることとした。また、その他の申立人、相手方、証人、公衆等の「控室」はすべて「・待合室」で統一することになった。この問題はこうして決着を見たのであるが、ここに至るまでに実に数回の協議を要したのである。

#### ◎法律相談コーナーの設置等について

弁護士会側から、新庁舎の1階フロアに弁護士

会・法律扶助協会の法律相談コーナーを設置し、職員を常駐させ、簡易裁判所を訪れる一般市民に対し、法律相談等のサービスを提供することができるようにしてほしいとの要望が出され、また、少なくとも、弁護士会・法律扶助協会のポスターを掲示し、パンフレット、ピラ等の文書を備え置くことができるコーナーを常設してほしいとの要望が出された。

第1の要望である法律相談コーナーの設置の点については、そこで行われる法律相談等は、たとえ無償であっても、弁護士会・法律扶助協会の業務としてされるのであるから、これを認めれば、裁判所の業務のために設置される行政財産たる裁判所庁舎の一部を国以外の特定の団体の便益のために供することになるので、法律相談等が公共性の高いものであることを考慮しても、国有財産管理の建前上とうてい認められないことであり、大蔵省・財務局、会計検査院の承認を得られる見込みがないことを説明し、弁護士会側の納得を求めた。これについては、弁護士会側は、納得するまでには至らなかったようであるが、最終的にはやむを得ないとして断念した。

なお、新庁舎の地下1階には司法書士の執務室が設けられ、現に3人の司法書士が執務しているが、これは、その司法書士個人が司法書士事務所として使用することの許可を得て有償で使用しているものである。このように司法書士個人に対して使用許可がされているのは、裁判所の利用者の利便を図るために必要であるとの理由によるものであり、弁護士会等の法律相談コーナーの設置とは性質を異にするものである。

第2の要望であるパンフレット類の備え置きについては、弁護士会・法律扶助協会がいつでも自由にパンフレット類を備え置くことができる常設の場所を用意することはできないが、個々のパンフレット類を事前に検討した上、内容上問題がなく、裁判所の利用者のために有用であるのであれば、裁判所側において適当な場所に備え置くことは考えられると回答し、弁護士会側もこれを了承した。

#### ◎分室における取扱事務について

分室において取り扱う事務の範囲をどうするかは、簡裁の統廃合に関する法改正論議以来の経緯もあって、今回の弁護士会との協議会において取り上げられた諸問題のうち最も重要かつ困難な問題であった。

弁護士会側は、分室においては、簡易裁判所の

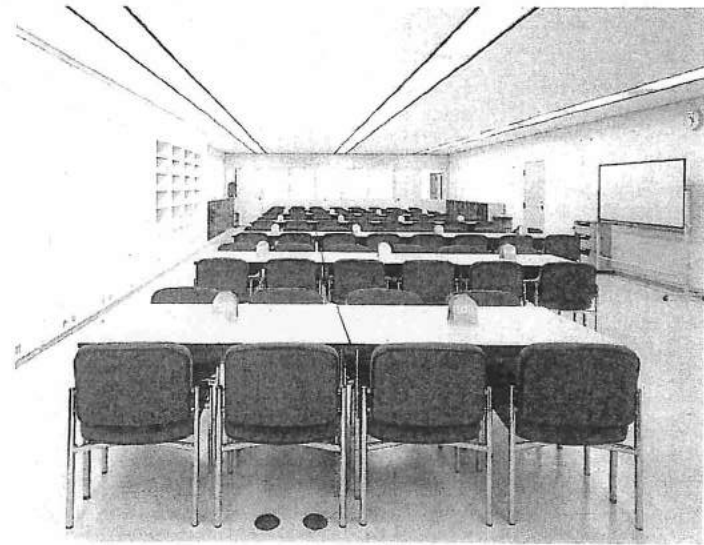
管轄に係する民事及び刑事のすべての事務を処理することを基本とすべきであると主張した。裁判所側としては、このいわば「フルコース」論は、簡裁統合の理念に反するものであってどうい受け容れられないとし、分室においては、民事部門では、受付相談、一部の調停事件の受付及び一部の調停事件の処理に限り、刑事部門では、勾留状発付事務以外の令状事務に限り取り扱う(墨田分室においては、そのほか、三者即日処理方式による交通略式事件の処理を行う。)と主張し、この線を最後まで貫き通した。

分室において取り扱う調停事件の範囲をどうするかについても、裁判所側は、当初、現地調停ないしそれに準ずる調停事件に限るものとする主張し、弁護士会側は、そのように狭く制限すべきでない主張と強く対立した。最終的には、裁判所側において、弁護士会側とのこれまでの協議

の経過等の事情を踏まえて妥協することとし、分室においては、①分室に申立てのあった調停事件で、相手方の住所等が分室の担当区域内にあるもの、②分室に申立てのあった調停事件で、分室において取り扱うことについて当事者間に異議がないもの、③本庁に申立てのあった調停事件で、分室において取り扱うことについて当事者間に異議がなく、かつ、本庁の調停委員会が相当と認めたものを取り扱うとの線まで広げることとし、弁護士会側も最終的にはこれに同意し、決着した。

弁護士会との対応は、なかなか苦勞の多い仕事ではあったが、過ぎ去った今となっては、これも懐かしい思い出の一つである。

(甲府地方・家庭裁判所長・前東京地方裁判所民事部所長代行者)



(5F 簡裁調停委員室)

## 新庁舎への移転と少年部

林 五 平

東京家裁の新庁舎への移転作業は平成6年8月19日から同月25日の間に実施されました。また、引き続き新東京簡裁の移転作業が同月31日まで行われました。この移転作業に向けては東京家裁全体としての周到な準備計画がたてられ、全職員の協力のもととどこおりに実施されたわけですが、少年部にとっては、この間の旧庁舎及び新庁舎における引越し作業の混乱の中で少年の身柄事件等の処理をどうするかが大きな課題となりました。

ご承知のとおり、少年事件では、いわゆる身柄つき送致の事件については観護措置の要否を決めるための手続をとる必要があります。さらに、観護措置中の少年については最大限28日の期間内に審判を聞いて決定しなければならないという要請があります。このうち、観護措置手続については休日を含めて毎日実施するのが通常であり、身柄事件の審判は移転作業期間中であっても期日指定を避けることができない状況でした。そこで、対応策として次のような方針をたてました。①手持ちの身柄事件等はできる限り移転作業の開始前に処理するようにする、②家裁の移転期間中に審判による処理を要するもの並びに観護措置手続については、移転作業が終わるまでは旧庁舎(2室)を使用して行う、③家裁の移転作業終了後も簡裁の移転作業が終わる8月31日までは、同様に審判による処理を要するもの並びに観護措置手続については新庁舎(2室)を使用して行う、④身柄事件の審判について以上によることができないときは東京少年鑑別所における出張審判により処理する、というものです。ところで、上記移転期間については、検察庁、警視庁をはじめ各関係機関に予め伝達して協力を求めており、実際のところ、当時の身柄事件の送致件数は通常よりやや少なめでしたが、それでもかなりの事件送致があり、また、移転期間中に審判を要する事件も相当数ありました。このため東京少年鑑別所に向いて審判を聞いたケースもありましたが、ほぼ予定された枠内で事件処理をすることができ、少年、保護者等事

件関係者にも事故がなく終わったことは幸いであったと思います。

新庁舎への移転は、長い間別の庁舎で執務していた少年交通部が統合され、同一庁舎で事件処理ができるようになったことで、少年部のみならず東京家裁にとっても大きな意味があります。

交通部は様々な変遷があったようですが、旧日比谷庁舎の新築の際に別庁舎となり、千駄ヶ谷庁舎、次いで千石庁舎(文京区本駒込所在)を経て今回の統合をみることになりました。移転を間近にした8月18日、交通部千石庁舎で「別れを惜しむ会」が開かれ、日比谷庁舎からも大石所長をはじめ多数の裁判官、職員が参加しました。交通部の行き届いた設営により、お互いになごりを惜しむ中にも心温まる素晴らしい集会となりました。

新庁舎において、少年部は2階に交通部、10階に第1部、11階に第2部というように、同一フロアーに書記官室、調査官室、審判廷がまとめて配置され、大変効率的な事務処理ができるようになりました。特に交通部の関係では、多数の来庁者に備えて全国の裁判所ではじめて1階から2階までのエスカレーターが設置されました。また、オープンスペースの少年保護者待合室、集団調査のための面接ブースのほか、交通講習室、運転適性検査室には最新のビデオ映写装置、検査器等が設置されるなど、新しい設備、機材等は交通部に集中して配備された感があります。なお、少年の前歴検索システムのOA化作業も順調に進捗しています。

最後に私事にわたりませんが、新庁舎への移転後定年退官を迎える12月初旬までの間、日比谷公園をの少年代行室で執務をすることができたことはこの上ない幸せでした。短い期間でしたが、当初、緑一色の日比谷公園の木々が所々赤や黄に色づくはじめ、やがて燃えるような紅葉となり、落葉の季節を迎えるまでの自然のえも言われぬ変化を満喫することができました。大都会の真ん中でこうした恩恵に浴することができるとも新庁舎の大きな贈り物といえるでしょう。明るく親しみ易い裁判所として、東京家裁裁判所

の一層の発展を祈ってやみません。

(八王子簡易裁判所判事・前東京家庭裁判所少年部所長代行者)



ブロンズ立像「To Where?」  
文部大臣賞(二紀会第45回記念展示会)  
作者 二紀会委員、日本美術家連盟会員  
細野稔人

「私、来週インドに行くの…」

友人の油絵の展覧会のオープニングパーティーで、この少女の言葉が、私に一つのインスピレーションを与えてくれた。

1994年の今、一人の少女が、アメリカへ行くあるいはインドへ旅立つということは、大した話題とはなりえないであろう。しかし、1970年代のはじめごろ一人の少女がインドに行く…ということは私に大きな時代のうねりを感じさせた。

絵画や彫刻を学ぶためには、戦前先輩たち

の多くはパリへ行った。戦後ニューヨークそれからローマ・ミラノそしてマドリッドへと…それは日本の美術界の変遷の図式そのままともいえる。

今、少女がインドへ旅立つということは、私の体験したことのない新しい美の様式、価値感が、すでに目の前に立ちはばかっているということの意味している。

少女の旅への姿が彫刻として生れた。リュックを背負って、あるいはヒッピーのような…次々といくつかの作品が生れた。そしてその中から無駄なものは切りすてられて…この形となった。

「どこへ行くの?」「何を求めて…」

「どこへ」という題名にしたかったが、この題名は、ゴッホの作品「何処へ…」とキリスト教の「何処へ…」の言葉と混同されても困るしと思ってたとき「To Where?」としたら…というアドバイスを知人からもらった。インパクトがあって語呂もいいし…レターもきれいなのでこれに決定した。

この作品は1991年のファッションをしっかりとその中にとり入れてある。

To Where? は「どこへ」でありそれは「何を求めて」である。つまり「自分自身がどう生きるのか」ということへの問いかけでもある。

今日のファッションをその作品の中にしっかりと取り入れることは、今、ここに生きているというよさごとと誇りのあかしであり、後世に私達が20世紀に生きていたよさごとと誇りを伝えたい、そしてそう出来るように日々精進したいという私の希望でもある。

(1994.10.3 作者の言葉)

## 簡易裁判所の理念の実現をめざして

佐藤 歳二

1 新しい東京簡裁は、組織人員では裁判官を含む職員数が約390名となり、また事件数では、民事訴訟事件約3万6000件、督促事件約6万1000件、調停事件約6000件、刑事訴訟事件約1700件、さらに略式命令事件約10万件（平成5年度の旧簡裁の年間統計から推定した概数）等を取り扱うことになり、いずれから見ても、他に前例を見ない大規模な簡易裁判所になっている。そのため、組織・機構等については、地方裁判所並みのものに整備された。すなわち、まず、全体を事務部門と裁判部門に分け、前者の事務部門には、地裁事務局長に相当する事務部長の下に事務部第1課と事務部第2課を設けて事務部門体制を整備し、次に、後者の裁判部門では、地裁の部に相当する審判制度を創設して各室に至れ（室の運営に例する事務を整理する裁判官）を遣いたばか、さらに訟廷部門に民事首席書記官及び刑事首席書記官等を置くなどして、裁判事務全般につき出席し効率的な運営が図れるようにしている。そして、新庁舎には、その民事部門と事務部門が入って執務をしている。

2 もともと簡易裁判所は、国民に身近で、親しみやすく、利用しやすい、開かれた裁判所としてつくられてきたものである。もちろん、新しい東京簡裁は、あくまで簡易裁判所として、上記の理念の実現をめざすことになる。しかし、このような巨大な組織・機構を持つ大規模簡裁になると、従来の小規模簡裁時代と同じ発想の下で運営している、理念の実現はおぼつかないものとなる。そこで、東京地裁においては、平成4年12月から、新東京簡裁開設準備委員会が設置されて、上記の理念実現のための具体的な諸施策につき様々な角度から精力的な検討が続けられてきた。いろいろな苦労があったようであるが、この点は関係者から別稿において紹介されることになろう。そして、その成果に基づき諸施策が観望されて、新庁舎においては、これを実現しやすくするための施設面での種々の工夫が施されることとなったのである。

3 次に、その主要な諸施策の内容と関連施設面での工夫及びその運用の現状等について、簡単に紹介してみたいと思う。

### 1) 受付態勢の充実

都内住民の生活圏等から考えると、新庁舎は、交通至便で司法機関が集中している「霞が関」に所在しており、物理的な意味では、従来の簡裁よりも一般住民に身近な場所にあるといえよう。問題は精神的な意味での身近さであり、万が一にも、大きく立派な裁判所になったために、訪れる利用者か威圧感を受けて気返れしてしまったり、気楽に入れなくなったというのでは、新しい東京簡裁が住民から遠ざかってしまうことになる。そこで、この危惧を一掃するために、先ず、一般市民と裁判所の接点である人口部門と受付態勢を充実強化している。

具体的には、新庁舎1階の玄関ホールをスタンディングクラス等によって明るい雰囲気もたせるとともに、来訪者をその目的に応じて審判と簡裁の各施設への道案内等をする「総合案内コーナー」、市中の銀行のような雰囲気がある「事件受付のオープンカウンター」、あるいは「受付相談コーナー」等を設けて、庁舎を訪れる者が気楽に入り、落ち着いた相談や事件申立てができるようになっていく。

新簡裁発足から今日まで（約100日間経過した）の状況を見てみると、新庁舎を訪れる者は気楽に出入りそして総合案内等を利用しているようであるし、ベテラン書記官が専任対応している受付相談などにも連日多くの相談者が訪れて、金銭貸借、売買代金、土地建物の買付請求・改定、境界争いなど、市民がその日常生活において惹起する民事紛争の解決手段等について、真剣に相談をしている様子が見えたりする。また、庁舎を訪れる者だけでなく、電話による相談も結構多いようであるから、新しい東京簡裁は一般市民にとって精神的な意味でも身近な存在になりつつあるといえよう。

### 2) 調停事件処理態勢の整備・強化

一般市民に最も利用しやすい裁判手続は調停である。そこで、調停事件の処理態勢を整備・強化することとし、これを専門に担当する室を設けたほか、新庁舎5階に「調停総合センター」を設けて、調停の当事者や調停委員が、とにかくセンター

に出題すれば、担当者から調停案に適切に誘導してもらえようになっている。また、昼間に来れない人のために、毎週月・水・金の3日間、午後8時まで夜間調停を実施することにしており、その同日には、事件受付及び受付相談ができる態勢を整えている。

### 3) 専門化、OA化による迅速・適正処理

弁護士が代理人が付くことが少ない簡易裁判所では、裁判官や書記官が親切に手続を教えながら、かつ、厳正な判断をする必要があり、そのためには、事件処理につき専門的処理態勢を採ることが有益である。そこで、民事訴訟は民事第1室から第5室まで、調停事件は同第6室、督促事件は同7室、保全、公示催告、起訴前の和解、遺失事件等は同第8室が担当し、また、刑事訴訟事件は第1室及び第2室、略式請求事件は第3室、令状関係は同第4室が担当するというように、各事件につき専門的処理態勢が採られている。

とくに督促事件については、膨大な事件を迅速かつ効率的に処理するために、督促事件処理コンピュータシステムが導入されている。これは、申立人資格者からOCR（光学式文字読取り装置）用紙によって支払命令の申立てをせしめられ、コンピュータにより、支払命令の原本（裁判官が決裁した後）から、正本、その封入封緘から特別送達報告用紙の添付までを自動化するものであり、平成7年1月から本稼働に入っている。また、調停では、調停事件等管理コンピュータシステムが導入されている。これは、調停事件の進行管理、調停室の予約管理、あるいは600名近い調停委員の適材適任等のための履歴管理などを主な内容として、コンピュータシステムにより、迅速かつ合理的な管理運営をしようとするものであり、これも、平成7年1月から稼働している。さらに、民事訴訟事件の審理等のために、ファクシミリが導入され、その効果的使用について現在種々の実験が重ねられている段階である。

こうした事件の専門的処理態勢の整備やOA化は、大量の事件を迅速かつ適正に処理することを可能とするばかりでなく、これにより生ずる「ゆとり」を利用者や当事者に対するきめ細かな司法サービスに活用することができるのである。

### 4) 訴訟手続内の工夫

民事訴訟の法廷の雰囲気や和らげるための工夫も施されている。例えば、裁判官が当事者と同じ平面で円卓を囲みながら審理するというラウンドテーブル法廷を導入したり、また、通常の民事

法廷でも、法壇の高さを従来より15センチメートルほど低くする一方、横の長さを従来のもより50センチメートルほど延ばして裁判官の両脇に司法委員各1名がゆっくり配れるようにしたり、さらに法壇の当事者間の角を丸くしたりして、簡裁の民事訴訟にふさわしい、親しみやすい審理手続ができるように工夫されている。

4 このように、新庁舎においては、簡裁の理念を実現する諸施策を實踐しやすくするための物的設備が整えられたのであるが、もとより、これを生かして所期の目的を達成することができるかどうかは、現実これを担当する者が、裁判運営上一層の創意と工夫を重ね、それを實踐する熱意と勇気を持つことができるかどうかにかかっているといえよう。

もともと、新しい東京簡裁では、旧12簡裁においてそれぞれ異なる環境で働いていた職員が、発足の日から一團に集合して協同作業を行うことになったのである。そのため、しばらくの間は、何かと違和感を持ったり戸惑いを感じたりする者もいないわけではないと思う。しかし、職員一人一人が、その使命を自覚し共通の目標を持つことになれば、必ず一致協力して障害を乗り越えることができるであろうし、いずれ東京簡裁として一体感のある有機的な結合ができて、そこから大きな活力が生まれてくるものと確信している。

東京簡裁を運用する私たちの責任に誠に重大であるが、司法改革の動きの中で大きな目標を抱いて仕事ができるということは、裁判所職員として恵まれた立場にあるということができよう。私たちは、新しい東京簡裁発足に至るまでの路先駆のご苦労とその情熱に敬意を表すとともに、ここに簡裁の理念を実現するため一層の努力を続けることを新たに決意する次第である。

（東京地方裁判所所長代行・東京簡易裁判所司法行政事務管理裁判官）

## 育てる努力と期待

下郡山 信夫

新しい東京簡易裁判所は、平成6年9月1日に日光谷公園に備した所に誕生しました。より親しみやすく、明るく、開かれた裁判所としての期待は大きく、裁判所内部は勿論、法曹界、多くの機関、人々からの声があふいてきます。

また、これを生み出す準備段階の苦勞は計り知れないものがあったと思います。民事部門では、弁論部門、調停部門、督促部門、保全等部門などの小委員会、それを統括する委員会のメンバー、新東京簡裁開設準備室の次の力となった人々の努力は、端で見ていても感じられました。これらの期待、努力に対し、私たちとしての努力は、生みだされたものを、育てあげ、着実に成果を上げることではないでしょうか。

そこで、私は、民事部門について、国民に親しみやすく、判りやすい裁判所となるために幾つかのことを取り上げて、今これと取り組んでいる裁判官、職員の方を、若荷を、期待を、ここに有りのまま記してみたいと思います。

まず、裁判所の建物に入り、右手に行くと受付相談センターがあります。ここには、いろいろなトラブルを抱えながらその解決を漠然としか考えられないでいる人、解決を裁判所に求めながらその方法の判らない人など、様々な人が訪れます。ここでは、それらの相談内容によって判決手続、調停手続、督促手続などの解決の方法と手続の概要を説明し、またビデオによる手続案内もしております。新東京簡裁発足の9月1日を持ってようにして多くの人々が訪れました。このように多くの人が紛争の解決を裁判所に期待していたのかと、先ず手応えを感じたのは、この部局です。スタッフ約8名が、服装・身だしなみ、態度、言葉づかいが勿論、祝意の保持を基本的態度として応対にあたっております。簡裁統合にあたって力を入れた部局であり、夜間の受付相談も扱い、極めて好評です。異想天外にした初めての部局といってもよく、単に簡裁がというよりも、裁判所が、国民に接触する第一線として期待されております。

次に、民事弁論部門について、簡易裁判所は、小さな地方裁判所ではなく、国民に親しまれ、判

りやすい裁判所として、理解されなければならないとの考えのもとに、事件の解決について受け身ではなく、積極的に関与するためのいろいろな方法を検討しております。これは、「簡易裁判所の民事訴訟手続を国民に判明しやすくするための方策案」に基礎をおいていると考えられます。

その一つは、司法委員についてであります。裁判官の補助として、従来は、和解中心の分野で職務しておりましたが、審理立会いと裁判官に対する意見陳述の面では、そのありかたが議論されながらも、実務ではあまり活動していませんでした。そこでこの際、司法委員事務処理委員会を設けて検討を始めました。

第二は、一般市民の日常生活から生じる紛争のうち、争点の少ない事件を、簡裁の司法運営として、できれば一回で審理を終えることにより、時間と費用の負担をかけるずに、しかも適正に解決を図るための方策について、市民紛争事件担当者会議を設けて検討を始めました。

第三に、判決の新様式については、既に地裁レベルで考えられ、実行に移されており、簡裁でも簡略判決にこれを取り入れられておりますが、簡裁の事件は、クレジット、貸金等の請求が多く、欠陥や争いのない事案が多い実態を考え、その他の事案でも、判決作成をさらに効率的とする方策について、民事判決書改善委員会を設けて検討を始めました。

そして、これらの考えと密接なものとして「ラウンドテーブル法廷」があります。これは法壇のない法廷に、壁に絵画を掛けて雰囲気と和らげ、親しみ易いものとし、長径のテーブルを置いて、裁判官、司法委員が着席し、当事者も同じ高さに位置するため、開放的で話しやすく、じっくり取り組んで弁論、和解がなされるため、早くで納得のいく手続と解決が期待されております。

次に、調停部門であります。調停による紛争の解決は、訴訟制度をもっては代えがたい長所と特色があるため、アジア諸国は勿論、欧米諸国からも注目されるようになり、これらの国々から、法曹関係者による調査・視察等も多く、簡裁におけ

る重要な役割を担っております。

16名の裁判官、600名近い調停委員、これを支える書記官等34名のスタッフが、41の大小調停室で、年間約8000件の事件を処理することになります。これらを管理、運営することは簡裁として初めての経験です。

第一に、組織の点での特色は、調停総合センターです。ここでは、調停委員、調停室を把握し、当事者の出頭状況、待合室や調停室への案内等当日の調停の流れを一手に引き受け、調停の円滑な実施を管理しております。調停委員と当事者の集まる朝の忙しきは相当なもので、夕刻その日の整理、翌日の準備を終えるまで気を抜けないのが、このセクションで、これがなかったら、調停部門は停滯してしまいます。このセクションは大都市簡裁として初めての試みであり、調停が国民と接触し親しまれる第一歩であり、育てる苦しみと喜びを直接味わう部門です。

現在総合センター、調停委員室、調停室、書記官室は、ラング方式で結ばれておりますが、これに加えて、平成7年1月から、調停事件に関する基礎データ等をOA化し、事件の進行状況、調停室の利用状況、調停委員の職務状況等を把握し、調停運営のより一層の効率化を図ることになっております。

もう一つは赤取り上げなければならないものに、夜間調停があります。簡裁統合に伴う利用者サービスの一環として、毎週、月、水、金の3回、午後5時30分から実施しております。これに備えて、裁判官、調停委員、書記官が待機し、昼間は仕事のために便宜を図ろうとするものです。夜間であるため、スタッフの負担は大きいのですが、期待される部門です。

調停部門が、このように大きな組織となっても個々の事件の解決には、裁判官と調停委員との評議が密にされなければならないのですが、規模が大きくなった部門だけに、この点が将来の大きな課題だとの声も聞かれております。

この度の統合で、大きく取り上げられているものに、督促係があります。近年支払命令の申立件数が著しい増加傾向にあり、年間約6万件の申立を受理し、裁判官7名、書記官等約40名で処理しております。大量の事件を迅速、正確という効率的な処理を目的として開発されたコンピュータを取り入れました。大都市簡裁督促事件処理システムといわれ、平成7年1月から稼働しております。

支払命令は、OCR用紙に記載して申立てられることになりました。その情報をOCR装置で読み取り、書記官が端末機で内容審査をした後、プリンタで命令原本を印刷し、裁判官によって原本が作成されると、その結果を入力の上で命令正本を作成し、ワーキングシステムによって封入封緘されます。当事者に送達されるとその結果を入力する、という一連の流れ作業がこのシステムによってされます。そのほか、大口債権者登録、手続証券管理、事件簿、記録保存事件一覧、事件状況照会処理、統計処理等を行い、事務の効率化が期待されます。

督促事件は、統合前のある期間、統合移動準備のため、申立事件を受理したまま命令を發布しないで移動し、その後の業務を整理しながら、これを東京簡裁として立件しなおしたことです。統合前、申立を控えていた大口債権者が、9月になってとんと申立をしたこと、そして10月から12月までの間、書記官等が、交代でシステム操作の研修を受けたことなどのため、事務処理が、やや遅れましたが、やがてシステムによる事件処理が軌道に乗った場合には、相当の効果、すなわち、正確迅速で効率的な処理ができるものとして期待されております。従来方式の申立もありますので、当分の間は、著しい事務処理態勢が続くと思われませんが、書記官室は、将来に期待をかけて懸命な努力をしております。

以上、新東京簡裁の統合直後の現状をみてきましたが、まだ明らかな形としての成果は上がっていないかもしれません。しかし、如何に育て、成果を上げるか、多忙のなかにあつて、将来を期待し、努力しているその意欲自体、一つの成果であろうと思えます。社会・時代の変化と共に、「日々新かに」更により高い成果を上げるべく努力を続けたいと思っております。

(東京簡易裁判所民事第7室長)

## 東京家庭裁判所・

## 新東京簡易裁判所庁舎の完成に寄せて

竹崎博允

平成6年9月に東京家裁、新東京簡易裁判所庁舎が開庁されました。

昭和62年9月に新東京簡易裁判所の発足を定めた管轄法が改正されて以来ちょうど7年を経過したことになります。この間、裁判所では、国民の利用し易い、開かれた裁判所の実現を目指して様々な努力が重ねられてきましたが、この東京家裁、新東京簡易裁判所の新嘗、開庁もその具体的な成果の一つであると思います。

新東京簡易裁判所は、都内の12の簡裁を統合し、集約された簡裁における機能を充実強化することにより、国民の多様なニーズに対応し、簡易、迅速な手続きで、利用し易い裁判所を実現することを目的として構想され、そのため、受付機能の充実、相談等のサービス機能の強化、調停の充実、OA機器の導入等が具体的な方策として検討され、一部実施に移される中で、新庁舎の竣工を迎えたこととなります。

家裁裁判所も、また、国民に身近な裁判所として、判り易く、利用し易いということが、極めて重要であり、受付、相談、調停等の機能の充実、OA化の推進を図る必要があるという点では、簡易裁判所と同様の課題を持っているということだと思います。

この二つの裁判所が同一の庁舎で執務するようになったことは、誠に意義深いものがあるように思われます。

* * *

新庁舎の建設に当たっては、簡裁裁判所に課され



(1F 家族家事相談待合コーナー)

たこのような要請を満たすよう、利用者の便を重視し、裁判所の機能との調和を図りつつ、明るく、開放的で、かつ柔らかな印象を持たれる施設とすることが、現場での作業を担当した者の共通の認識であったと思います。庁舎に不案内な外来者の便宜を図るための総合案内コーナーを設け、また、一階受付部門をオープン・カウンター方式とし、当事者のプライバシーを保ちつつ、できる限り開放的な印象を与えるように工夫されています。さらに、エスカレーターの設置、相談用のブースの配置、待合室の手続き相談システム等新しい試みが採り入れられているほか、法廷内施設、照明等に至るまで随所に関係者の思いが込められているように思います。一階壁面のステンドグラスは、そのような様々な思いを集約したものであり、この庁舎で勤務する者、あるいは利用する者に新鮮な潤いを与え続けてくれることと思います。

昭和から平成への時代の移りの中で計画、施工された新庁舎は、このような「開かれた裁判所」という理想を大きな背景としているものといえましょう。この使命は、当然のことながら、今後この庁舎で働く者の手に委ねられたこととなります。新庁舎のスタートに当たり、今後その思いが裁判所職員を始め関係者らによって大きく育っていくことを心から期待しています。

(東京地方裁判所刑事第1部総括判事・前東京高等裁判所事務局長)



(1F 簡裁民事事件受付カウンター)

## 中央合同庁舎第6号館C棟工事経過報告

瀬川昌弥

本日、ここに中央合同庁舎第6号館C棟の完成引渡式が挙行されるにあたりまして、建物の設計計画と工事経過の概要について申しのべます。

さて、6号館C棟の建物の概要を申し上げますと、地下3階、地上20階、塔屋1階、建物の最高高さは、86.5メートル、延べ床面積は約3万8,800平方メートルあります。

構造は基礎部分から、地下2階スラブまで鉄筋コンクリート造、地下1階から1階スラブまでが鉄骨鉄筋コンクリート造、1階から地上部分は、全て鉄骨造となっております。

設計にあたりましては、敷地が日比谷公園に面した都内の一等地であることから、良好な景観の創出に留意し、立面計画は、基壇、中層部、頂部の3層からなる構成とし、基壇は花崗岩を採用し、素材感をA種と合わせると共に、中層部は、横連窓アルミサッシとすることで、A棟、B棟、C棟の外観の調和を図っております。なお、最上層部には、ステンレス製金属パネルによる、アクセントをつけ、外壁面のソフト感を演出しております。また、隣りのB棟とつながる低層部は全面熱線反射ガラスのカーテンウォールとすることで独立した二つの建物に見えるよう計画しております。

C棟に入居する家庭裁判所と簡易裁判所は、身近な事件を扱う裁判所のため、親しみがもて、明るく、柔らかな雰囲気の中で気軽に入れるよう、玄関ホールにはステンドグラスを設置するとともに、オープンな総合受付相談窓口と待合スペース、簡裁の夜間調停、家裁の家事相談ゾーンを設けております。

さらに法廷には角を丸くした家具を設け、建物のサインも柔らかな形状とするなど明るく開かれた裁判所にふさわしい施設となるよう配慮しております。

電気設備におきましては、隣の裁判所合同庁舎との関係から、利便性を考慮し、電話の内線相互通話が、利用出来るように、配慮しております。

また、鍵の集中管理システムを導入することにより、防犯等の庁舎管理への配慮や、照明との連動制御による省エネルギーにも寄与しております。

その他、屋上にはヘリコプターによる緊急救助用スペースに誘導用の照明設備を設けております。

機械設備におきましては、各フロアの空気調整機に排熱の回収器を組み込むことにより熱の損失を抑え、また、トイレの洗浄水は地下棟にて製造した中水道を使用し、上水道の使用量を極力少なくするなど、省エネルギー・省資源に積極的に寄与しております。その他、1、2階の移動のためにエスカレーターを設け、また、8階以上の高層階へは高速のエレベーターを設置するなど建物利用者の利便性にも配慮しております。施工面におきましては、地下深さが約21メートルあることから、ソイルセメント柱列壁工法及び、アースアンカー工法による山止め壁の採用や、外壁カーテンウォールに対しては、地震や風圧による変位に対する追従性試験、水密性試験などの実大実験の実施、外壁面に作用する風圧力の確認のための風洞実験の実施など安全性や周辺環境への影響などを確認しております。

その他、B棟工事との工程調整から独自の先行下り壁工法を考案し、工期短縮を図っております。平成3年11月末の着工より41か月の工事期間の間には、国内の建設需要が伸び、熟練技能者の不足を招きましたが、施工を担当致しました各施工業者は、良質な技能者を確保し、熟意をもちまして優れた施工を行い、無事故、無災害で工期内の完成に至ったわけでありました。

このように、様々な特徴を備えました庁舎ではありますが、これから、この庁舎が持っている機能を最大限に利用していただき、また、適切な維持管理のもとで永らく優れた機能を発揮して裁判所の司法業務の発展の一助となりますことを願っております。

終わりに、庁舎建設におきましてご協力をいただきました関係各位に心からお礼を申し上げますとともに、ご列席の皆様のご発展とご健勝を祈念いたしまして工事経過報告とさせていただきます。(本稿は、完成引渡式における工事経過報告を転載したものです。)

(建設大臣官庁官庁営繕部監督課長)

## 困難な地下工事への挑戦と 裁判所の機能と品位の確保にベストを尽くす

中央官庁街の中心地である四ツ谷に、合同庁舎6号館が無事落成し、同時に新庁舎にて東京家庭裁判所及び東京簡易裁判所の業務が、滞りなく開始できました事を心からお喜び申し上げます。

着工（平成3年1月）以来4ヶ月を費やした合同庁舎6号館は、苦勞の連続であった地下工事を克服し、無事故無災害で（延労働時間15万時間）お引渡し出来ました事、関係者一同に感謝申し上げます。今後は建物を利用される皆様、親しみのある明るく、さわやかな雰囲気を持つ、身近な裁判所として、その機能を最大限に活用していただき、適切な維持管理のもとで永らく、裁判所の司法業務の発展に寄与される事を願っております。

工事着工日は平成3年1月末日ですが、本格的な着工は、同年5月5日よりの山止杭打となりました。当建物は旧使察庁を解体（地上のみ）しての工事の為、同一敷地内にある業務継続中の訴訟士会館への電力、上下水道の切り替えが必要となり、更に新庁舎計画用地のC棟中央に、取付道路が残存していたために、道路下部の埋設管の切り廻しと事前の調査調整に、相当の日時を費やしております。

掘削工事は山止用連続壁施工後の同年7月初旬よりの開始となり、5ヶ月にもおよぶ地下21mまでの掘削となりましたが、既存庁舎の地下部分及び既存杭の解体撤去撤出作業により、通常の掘削工事では考えられない細かな施工計画と、多種多様な機械を投入しての作業となり、毎日の計画データに基づいた施工管理を行いました。同年12月初旬には全ての掘削工事が完了して、基礎梁のコンクリート打設となりました。前日の大雨も、当日の早朝にはまばゆいばかりの晴天となり古い話にあるとおり、「雨降って地固まる」のすばらしいスタートとなりました。着工日より、日々月が経過してのキーンとであり今も鮮明に記憶に残る、感慨無量の日でした。

その後、基礎及び躯体の地下3階工事も順調に進捗し、平成4年4月中旬に地下2階より地上面までの第1本目鉄骨柱の立付を行いました。地

部分1階より21階までの鉄骨工事は、同年7月初旬よりの建方となりました。隣接する日棟と、フインヒルになるため、同時期での建方となります。400日のタワークレーン1基で、鉄骨工事プレキャスト壁面取付工事の交互作業で、毎日午前6時から午後7時までの作業が平成5年7月までの12ヶ月間連続となりました。鉄骨製作の工場においても建設需要の最盛期であり、約6千トンの鉄骨を4軒の大手鉄骨工場に製作依頼しました。鉄骨、プレキャスト版工車の選別に伴いながら、下層階より耐火被覆、天井内設備工事に着手しました。

当建物は、家裁、簡裁の調停室や和解室等の小部屋が多く、施工数量が通常の庁舎に比較すると大幅に増加しています。更に司法業務として特殊な室や大小の法廷を備えており、且つ、裁判所には個別基地で様々な船約事項が多いためその機能を満足させるための施工計画、施工管理には大変な努力を要しました。

そのひとつとして、遮音、防音の施工品質の確保のため「天井内先行下り壁工法」天井内のみの下り壁を先行させ天井内の全ての工事を完了後検査を行い、その後各部屋の間仕切壁、天井工事と移行していく工法を採用しました。

法廷においては着工当初より特に厳しい遮音の基準値を設定し、工程の進捗に合わせて遮音実験を繰り返しながら工事を進めてまいりました。更に法廷301、401においては、XXXXXXXXXXであるために、より綿密な検討と実験を行いながら、無事に初期の基準値以上の性能を持った建物を完成させる事が出来ました。

最後になりましたが、当建物の着工よりご指導ご支援を賜りました建設者の皆様と裁判所の皆様の暖かいご協力、並びに関係各位に厚くお礼申し上げます。

## 新庁舎建設計画の思い出

矢田 泰弘

事務方として庁舎建設に関わる仕事は、私にとって初めての経験であり、どのように仕事を進めていくのか興味があった反面、不安でもあった。担当している間、いろんな施設を見学したり、技官の人達に考えてもらいながら多少なりとも方向が見えるようになったものの、終わったあとの現在からみれば、あれはこうやればよかったのかなとか、もう少し別のやり方があったのではとか反省することは多く残っている。

進行性アルツェウハイマーの所為で、物忘れがひどく、昨日のことも定かでないのにその当時のことを何か書かなくてはならないのは甚だ苦痛である。そこで、今でも記憶に残っている2、3のことを述べてその覚めを果たさせていただくことにしたい。この記憶でも時間が経っているので、正確であるという保証はないので予めお断りしておきたい。

### エレベーター計画

この計画に当たっての強い要望は、次の3つに集約できるのではないと思う。1つには待ち時間を短くすること、2つには非公開を主とする家裁と、公開が原則の簡裁の各当事者が交錯するのは好ましくないのが、エレベーターホールが一緒にならないようにすること、3つ目はエレベーターの現在位置が各ホールで分かるインジケーターを設置することというものであった。

1つ目の待ち時間を短くするという事は、1日何回となく利用することでもあり、待ち時間が長くなれば職員の不満が強くなることは承知していたのだが、実際に検討してみるとこれを解消するには、根本的には台数を増やす以外には難しく、利用者数、予算、建築面積規模等いろいろな制約があって、標準的規模以上には増設が難しい問題であった。エレベーターを製造している某会社の超高層ビルを見学させてもらった際、どのように解消しているのかを聞いてみると、解消のために朝の出動時に1階とばしのスキップ運転（自分の事務室の階に止まらない場合には1階まで行って階段で下りる。）を行って一応の成果を上げて

いるという話を聞いて、妙に感心してしまった。

2つ目の家・簡裁のエレベーターホールを別にするというのは、建設省にも要望し十分検討してもらった。しかし、家裁と簡裁が同居することになれば相互の事務連絡もあり、別々にすると乗換が不便となった。職員のように毎日利用する人にとっては乗る場所は問題なく分かることであるが、初めての当事者などにとっては間違えて乗ったり、探すのに苦勞したりで、かえって混乱することになるという結論になって、一箇所に集めることになったのである。

3つ目のインジケーターの設置については、多くの人の要望が強く出ていたものである。その主な理由は何階に止まっている、いつ来るのかが分かり心理的に安心するというものであった。

しかし、設置したために早く来るものではないことは当然であるばかりでなく、設置したために近くに止まっているのが来ないのはプログラムが悪いなどの苦情がでてきて、せっかく作っても消してしまうという所が散見されているといって取得したのであるが、十分の理解が得られなかった。エレベーターを待っている人は自分中心で、自分のことしか考えていないが、どの階でいつ呼んでも平均的に来るようにプログラミングされているのだと説明しても納得する人は少ない。ちょっと注意して見ていただければ分かることだが、高層ビルではインジケーターを付けている所は少ないと思う。特別注文で設置し、その保守管理料という高い授業料を払ってみたいもなかなか分かってもらえないものようである。

平均待ち時間が10秒以内というようになり良い状況にあるビルでも来るのが遅いという不満はあるということも聞いた。要望はきりがないものであろう。幸いに学習機能付エレベーターというのが普及し始めて、これが設置されたと聞いている。いろいろな方策を試行錯誤すれば根本的とはまだはいかないまでも、ある程度の不満の解消には役立つことを期待したい。

### トイレ騒動

原案では、メイン廊下から給湯室、トイレへ導



く廊下を取り、手前に給湯室の入口を、その奥に突き当たって左右に男女トイレの入口をすることにより、狭いスペースを有効に利用するというものであった。ところが、これらの入口が同じなのは駄目だと多くの人から反対を受けてしまった。私達の言い分では多くの人が入口だと考えているところは、給湯室、トイレに導くサブ廊下であって入口ではないんだと主張したのであるが、それは牽強付会とか強弁であるとか言われ、衆寡敵せず敗れ去ってしまった。このためそれぞれ別に分けたため、給湯室及びトイレのスペースが狭くなるだけでなく、一部には廊下から中が見えるトイレができたため、扉を付けざるを得ない設計となったのは残念であった。

もう一つの騒動は、当事者等一度に多数の来庁が見込まれる際に、コア部分以外に増設してトイレを作るように要望が出てきた。本来水回りの施設はコア部分に納めるのが望ましく、居室部分にまで張り出してつくと、漏水となった場合には下の階の居室まで影響が出てくることになる。今日の進んだ技術でも大きな建物になると漏水が日常茶飯事として起きるということは、なかなか理解して貰えなかったし、職員・当事者が多いところでも、コア部分に多少増設してまかなえるものと計算していたのであるが、これもやはり多勢に無勢で押し切られてしまった。居室部分への漏水が起こらないことを願うのみである。

このトイレ騒動は半年以上にわたって続き、もう臭い話はうんざりという気持ちであった。

#### OA関連施設



(1F エレベーターホール)

家裁と簡裁にそれぞれ1室ずつのコンピューター室とLAN計画も可能なように、庁舎の縦横に配管スペースが確保できた。十分なものとは言いがたいが具体的なOA計画が示しえない段階で建設省でも着手してくれたのは時代も味方してくれたのではないかと考えている。

これから具体的な計画が次々と実現することを期待している。

* * *

明るく、親しみやすく、入りやすい裁判所となるような建物とするというキャッチフレーズの下に、庁舎建設計画の着手があって6年余で完成、移転が無事行われた。1年ずつの変化はわずかであるが、6年間となると取扱事件数の変動も大きく変わり、これに伴って人員配置も変わってきた。このため当初の計画も途中で見直しをする必要が出てくるということもあった。これに対して、多少の修正は行われたものの、大きな修正となれば職員間の利害得失が絡むので簡単にはできないし、工事が進んでくれば後戻りができないという問題が出てきた。

その時々では幅広く意見を聞き、突っ込んだ議論をして検討してきたのであるが、実際に住んでみると予測し得なかった問題に遭遇することが多々あって、担当者は苦情を受けることが多く、その対応に苦慮されていることとお察しする。

新庁舎に寄せる期待が大きい人ほどその失望も大きくなるのかもしれない。

(司法研修所企画課長・前東京家庭裁判所事務局長)

## 朝 陽

江波戸 直 行

昭和24年1月に家庭裁判所が設置されて以来、東京家裁の庁舎は幾度か移転を重ねていますが、東京家裁というと、これまで旧日比谷庁舎のイメージで知られていたと思われます。旧日比谷庁舎では、吹き抜けの中庭を設けて各室に採光を取り入れたり、交通量の激しい旧家裁前交差点に接する庁舎を自動車騒音から守るため意を二重ガラスにしたりなどとさすがと思われる配慮が随所ありました。昭和41年当時にはこれから全国の家裁の顔となる自慢の庁舎であったのではないかと思います。当時の落成祝賀会のアルバムをたまたま拝見したとき、内藤元所長初め職員の方々の喜びに満ちた誇りある表情が印象的でした。当時から27年後に新しい庁舎に移転するようになるとは想像すらできなかったのではないのでしょうか。それほどこの間の時代の流れが急な展開をしているということでしょうか。私が平成4年8月に着任した当時は、設計上の間仕切りもほぼ終わり、建築設備等の各論に入っている段階でした。土田前事務局長次長から事務を引き継いでロッカー内を見ると、検討資料が多数収納され、それまでの長い道のりを感じました。21世紀に向けて、家裁の機能と特色を十分に発揮するにはどうしたらよいかという気概がそのロッカー内には満ちていたように思いました。現実に入居する前の図面作成検討段階において数多くの困難な問題を確定せざるをえなかった状況下で、その後の影響を心配すればするほど担当の方々の心労はいかばかりであったかと思われまます。

高層ビルを有効に利用しようとすると、事務室等に窓は絶対に必要ですから、その他の用途の部屋はどうしても無窓となってしまいます。そこで、無窓となる調停室にはガラスブロックをはめ込み、面接室等にはガラス扉をつけることにより出来るだけ閉塞感のないよう配慮がされました。また、無窓対策として絵画や写真を飾り、少しでも柔らかな雰囲気をもつよう工夫してあります。調停委員や職員の描いた心のこもった絵画等を移転直前の日比谷庁舎の研修室に並べて、どの部屋に飾らせていただいたらよいか各担当の方々の意見を

聞きながらいろいろと検討したのですが、この頃は移転が近づいたという実感でした。

家裁と簡裁が共同して使用する中央合同庁舎第6号館C棟のサイン計画では、家裁がレモンイエロー、簡裁がブルーを基調とする色彩計画になっています。当初建設省からピンクとブルーという提案があったのですが、イエロー系統ならば暖かさも表現できる上、はっきりと目に入る効果もあるので、家裁はレモンイエロー系を基調とするよう建設省に検討依頼をしました。事件関係者がスムーズに目的の部屋まで行けるためのサインを立案するには、どのように関係者を呼び出しているのかなど事件処理の実情に見合うものである必要があります。しかし、関係者は一度見た案内板ですべてを理解するものではないし、かといって、案内板をべたべたと貼るのは美観上の問題を生じさせるので、いかに調和させるかなどいろいろ検討し、建設省に種々要望もしたのですが、新庁舎に移転し実際に居住してみて、改めてその難しさを実感しています。

日比谷庁舎と交通庁舎の移転は、その規模が大きい上、竣工後できるだけ早期に移転する必要がありますが、また、東京簡裁と隣のB棟に入居する他省庁の移転計画との調整も必要でした。このため、移転を実行するための組織として、通常の執務ラインとは別に各職場から選出された実行班を構成し、職場が機動的に動けるよう配慮するとともに、移転計画・方法の職員への周知徹底を図りました。その上、東京家裁広報号外「新庁舎移転ニュース」を移転前の6月15日創刊の第1号を皮切りにして、移転直後の9月1日の最終第9号までを2か月半の間に9回にわたり発行し、移転に必要な情報の徹底を図りました。その結果、移転直前の業者説明会には多くの職員が参加して大会談室が満員となり、職員からも貴重な質問が出され、移転業者から「これまでこんなに真剣な説明会は他では経験したことがない。私達も精一杯やります。」という感想がいただけるほどでした。また、移転に伴う事件処理への影響を最小限とするために、事件部と事務局の各担当部門では細部に

わり検討が加えられました。このほか、7月末に文芸等の建設的な廃棄を実施したところ、トラック6台分となり、移転対象物を極力少なくしようという職員の方々の意気も表れ出ていました。また、8月19日から8月25日までの停転期間中は、職員は夏期休暇をやり繰りして登庁し、トランシーバーの交信が飛び交う中、オゾンと段ボールで約17,000個が、整然としながらもピンと張り詰めた状況下で、時には雨に見舞われながら搬出入されました。ベニヤ板等による養生が撤去されたときには、現場の皆さんは新庁舎の感激を味わうというより、とっさの疲れが出たのではないでしょう。職員が最も使用する事務用卓子は経年未了のため新調できなかったのは残念でしたが、開放的で親しみやすい裁判所とするため、各職場と経理課とが綿密に意見交換をしました。限られた予算の中で新庁舎に相応しい備品類をできるだけ整備しようとする過程では、新庁舎の建物としての特色に配慮しつつ、使用目的、デザイン、色彩等について幾度吟味されました。経理課用度係員が連日の超過勤務で健康が心配されるほどの状況でした。

そのほか、家裁と簡裁が使用する中央合同庁舎第6号館C棟を独自の建物とするために種々の配慮がなされていますが、外壁タイルが見本通りに違いが出るか不安になり裁判所合同庁舎法廷前廊下からC棟の外壁を見に行ったこともあり、玄関にスタンドグラスをつけることと決まってから、最高裁判所所蔵の絵画集をあっさり、都内にあるスタンドグラスを各担当の方々と見学に回った

りして、というモチーフ、絵柄にしてもらうかこれは必ずしもいい感じでした。明日比谷庁舎玄関にある「心」はその思いの深さからして何とか新庁舎に移設できないかと、地下棟が完成するまでは駐車場がないので、  
地下に新しくできる食堂はどのような店にするか検討するために申し出のあった業者の経営する食堂に腹面で味見をしに出かけたりもしました。各書記官室等にある表示板の室名の配列、サイン計画の室名、コンセプトの図面上の敷設位置等の数々のチェックが度重なり、その細かさもあって一時期各部署の担当者には相当な疲労感に見舞われた時期もありました。

移転後の9月18日に職員の家族に新庁舎の見学会を実施したところ、多くの方々が来庁され、共に移転を喜ぶ職員の家来思いに感動しました。これから全国の家裁の顔に相応しい庁舎とするためには、私通職員が愛情を持って様々な気配りをし、この庁舎を使用することが求められていると思います。何年にもわたった大プロジェクトの完成はどれもこれも歴代の所長始め各担当の方々の御努力の賜物と思います。私個人としては、これまで幾重にも検討されて出来上がったレールの上をただ夢中で走り抜けただけにすぎません。新庁舎建設の一環に、ほんの一時期間加わったにすぎませんが、安堵の気持ちと皆さんへの感謝の気持ちで一杯です。

(東京家庭裁判所事務局次長)

## 21世紀の家庭裁判所にはこれから

青柳周

新庁舎での執務が開始して間もなく半年になろうとしています。玄関を入ると広々とした明るいホールと少女のブロンズ像や旧庁舎からの家庭裁判所のシンボルとも高まる母子像が目に入ります。また、中央のスタンドグラスを背にした総合案内コーナーでは、来庁者の相談に親れに対応している様子が見え分かります。家裁や簡裁のオープンカウンター形式の事件受付も身近に感じられるように

なっています。2階の少年交通部へのエスカレーターもなかなかしゃれてます。何年前かまでには新築となった裁判所。玄関を入ると正面にエレベーターがあり、来庁者は職員が目に入らずに、自分で行き先を探するという光景を見ることがありました。新庁舎の玄関ホールの雰囲気は、なぜか活気「裁判所にはふさわしい営業ではないかも知れませんが」を感じると思うのは、私だけでしょうか。

「家裁」と「簡裁」では耳で聞くと間違いないので、混雑があるのではと心配したことや、駆け込み寺のように相談に飛び込んで来る人には、入りにくいのではと思ったことは杞憂に過ぎませんでした。明るく身近な裁判所としてのスタートはまずまず順調と云えるでしょう。

私は幸いにもここ数年の間に横浜家裁、新潟家裁、そして東京家裁と3庁の新庁舎で執務をすることができました。いずれの庁舎も明るく、快適に過ごすことができたのですが、というわけが快適になったことには目が向かずに、使い勝手が悪いか、なぜ設計段階で気づかなかったのかといった面が気になってしまうことは、よくあることです。この新庁舎に移ってまず気になったことが、総合案内や案内表示はあるものの、来庁者が各フロアーに行ってから自分の目的の部屋や係へ進むには不安を持ちながら来庁する人が多く、案内表示があっても見えずに、誰か職員に尋ねることはよくあることです。私たちが家裁調査官は、少年や当事者が迷わずに調査官室に来てほしいとまず考えてしまいます。調査連絡をしていますから、来てくれるかどうか、気にして待っているからかもしれない。薄いつクリーム色の壁で、同じような部屋が続く廊下でキョロキョロしている人をよく見かけます。そんなことから、案内表示も徐々に改善がされてきています。その他便利で使いやすい工夫を重ねていくことが必要でしょう。

私が東京家裁に新任した平成5年4月には設計案はほとんど固まっていた、基礎工事も進んでいました。工事の進行にしたがって、身近な備品や表示などについて、確認を求められることが多くなり、チェック漏れはないか気がついた時期もありました。平成6年4月には、家事4部に1係増設となり、それまではバランスよい配置であった家事調査官室も第4調査官室が3名増の設備となりました。執務室に机等がうまく納まるのか見当つかなかったのですが、書記官室も同様で、少しでも執務室を広くするための苦肉の策で階面ロッカーを別室に設置することとなりました。設計段階とは執務態勢が変化してきた時期で、状況に合ったものにするには、困難なものもあったと思います。

移転作業は、計画がきめ細かく出来ていたお陰でスムーズに進行したと思います。裁判所の引越は膨大な記録の搬出、搬入がうまく進行するかどうかは腕になります。更に机など新規更新に

ならなかった備品の搬出、搬入が加わるので予想外の時間を要するのではと思ったのです。しかし、ゆとりのある進行でした。経理課の担当者がトランシーバー片手に興奮していた様子は忘れません。横浜家裁の移転では、業者の作業員が疲れ切って動けなくなっていたことを思い出します。交通部庁舎が千駄ヶ谷から千石へ移るときは、ジェラルミンのボックスに記録をしまっただけでした。

さて、長年お世話になった旧庁舎ですが、口の字の中央吹き抜けの庁舎で、無窓の部屋が無いように工夫され、中庭が何となく安堵感を与えてくれていました。当時では、なかなか斬新で贅沢な建築だったのでしょうか。場所も交差点の東南角地で国会議事堂を望むこともできる立地条件の良い所でした。交差点の表示が「通産省前」から「家裁前」に変更になったことを覚えている人は、今では少なくなったのではないかと思います。交差点の右翼団体の車と警察がもみあっている光景や折声器からの騒音が名物のような所でした。旧庁舎では、廊下で他職種の人ともよく会ったように思います。

こんなことを新庁舎と比較すると、無窓の調停室、調査室がどうしても気になります。土地の有効利用などから致し方ないことは思いますが、少しでも快適に使用できるような工夫を考えたいものです。幸い無窓の部屋は他の部屋より少し広めになっています。各フロアーとも廊下を歩くと静かで、落ち着いています。外部の騒音がほとんどありません。廊下を歩く範囲が狭れがらで、会う人も少なくなっています。家事調査官室は旧庁舎では、同一フロアーの大部屋でしたが、新庁舎では、各部に対応する調査官室に分かれ、部の裁判官、書記官との連携は密になり、実務はやりやすくなっています。しかし、他の調査官室ではどんなことを考えているのか、何が起きているのかなど同一職種での疎通が薄くなりがちです。研究会や検討会を意識的に行うことも必要でしょう。

この新庁舎があつた数年で21世紀における家庭裁判所となるのです。時代に進歩、変化の激しいので、今後の執務や組織の変化に対応して十分に機能できるように心がけていかなければならないでしょう。少年事件、家事事件でのOA機器の導入が始まったばかりです。更に広い範囲で多角的な活用が求められることになるのでしょうか、創意工夫を重ね、この庁舎に少しでも愛着を感じられるようにしたいものです。

(東京家庭裁判所家事部総括主任家裁調査官)



(1F 家裁家事事件受付カウンター)



(9F 家裁少年審判廷)

## 東京家裁と私

高山 昇 三

私は、昭和28年東京地裁に採用され、昭和31年に東京家裁に転勤し、以後、39年間を過ごしてきました。昭和24年3月、東京家裁創設時の旧庁舎、同41年10月の旧庁舎、そして昨年8月の新庁舎に三代に渡って喜びと悲しみと共に生きてまいりました。ここに、私の庁舎への思い出を記して見たいと思います。

発足当時の東京家裁は、家事部及び事務局は、東京弁護士会館の会議室等の一部を借用して執務を開始したそうです。当時の職員は全員で69名で、裁判官13名、書記官28名、保護司（現調査官）5名であったそうです。

家事調停は、弁護士会館の大講堂の中を衝立て仕切った部屋で行われ、隣室の当事者の声がお互いに筒抜けで、怒鳴り声や泣き声等が入り乱れるために、纏まる調停も不調になったそうです。

さて、東京家裁の専用庁舎は、昭和24年3月、終戦時まで衆議院議長邸跡地に木造2階建の庁舎が新築され、そこに事務局と家事部が入り、少年部は、翌年7月、新庁舎真向かいの日比谷公園の一角に建設され、当時は、モダンな建築物として新聞に照会され話題になったそうです。高松宮殿下も御参観されました。当時の少年部は、裁判部の執務室に裁判官、書記官、タイピストが同居し、執務室は審判廷でもあったため、開廷中はタイピストは手を休めていました。戦後十数年経っても、荒廃が続き、2階の審判廷の窓から飛び下りて逃走した少年がいました。又、インク瓶を投げつけられて衣服を汚された廷更もいました。調査官室は、執務室と面接室が一緒で、自分の机の前に少年と保護者を座らせて面接調査をしますが、衝立もない部屋なのでお互いに気まづい思いをしたそうです。

その後、家裁は事件増のため庁舎が手狭になり、昭和37年2月庁舎新築のため、事務局、家事部は中央区の築地河岸市場近くの旧海軍経理学校跡の仮庁舎に移りました。この仮庁舎は老朽化し、日光東照宮の鳴き竜と同じように、歩くと板張りの床がキュウキュウと鳴り、その度に埃が舞い上がり、暑い日に窓を開けると隅田川の悪臭が鼻を

突き、環境は劣悪でした。

交通事故の激増に伴って、少年交通部が独立し、昭和38年10月に築地庁舎に移転しました。その後、少年交通部は、千駄ヶ谷庁舎、千石庁舎を転々とし、昨年8月にやっと同居することが出来ました。仮庁舎に移転してから、4年半の昭和41年10月に新庁舎が落成し（旧庁舎）、同月7日に皇太子、同妃殿下（現天皇陛下）が行啓されました。

昭和40年代は、安田講堂事件をはじめ公安事件が相次ぎ、身柄事件が一日に100件をこえ、旧庁舎の地下1階、1、2、3各階の廊下は少年と機動隊員で埋め尽くされ、真夜中まで観護措置審判を行ったこともありました。

昭和59年8月、私は静岡家裁浜松支部に転勤し、横浜家裁を経由して平成2年4月、再び東京家裁に戻り、ここから新庁舎に関わることになりました。首席書記官から、新庁舎計画が打ち明けられましたが、5年後に定年退職する私には無縁とっていました。ところが、日増しに新庁舎計画が実現化し、自分は新庁舎へ入れるだろうか期待と不安が交錯し複雑な気持ちになりました。人生の大半を過ごしてきた旧庁舎への思いは誰よりも強く、できることならこのままの状態定年を迎えられれば、私にとって幸せではないかと思いましたが、しかしながら、新庁舎は日増しに高くなるに従って、なぜか複雑な気持ちが期待へと膨らんでいきました。

平成5年1月、新庁舎建設の役割の一端を担うようになってからは情勢が一変し、横浜家裁の新庁舎計画に関わった自分に多少の知識と自負がありました。これが何の役に立たず、事務局の説明を理解するのが精一杯で、以前に増して不安が募るばかりでした。

平成6年に入って、建設委員会は連日開催され、引越し計画が具体化し、次から次へと宿題が出され、眼が回る思いをしました。

新庁舎への引越しは、全体から見ると大成功だったのではないのでしょうか。これも、大石前所長を先頭に職員一同が一致団結し、努力した結果だと思います。当初、新庁舎の器の大きさから戸惑

いを感じましたが、日が経つに従って我が家という気持ちが強くなりました。21世紀に向けての本格的な新庁舎で、定年退職まで働かなくてはありま

すが、充実した毎日を送るつもりです

(東京家庭裁判所少年訟廷管理官)

## 新東京簡裁におけるハード面での工夫について

後藤 征弘

昭和62年に始まった「下級裁判所の設置及び管轄区域に関する法律」の一部改正に基づく全面的な簡易裁判所改革の総仕上げとして、東京都23区内の簡易裁判所を集約統合し、人的物物的態勢の充実を図るとともに、事務処理機能を集中、専門化して処理態勢を充実強化した大都市簡裁としての新東京簡裁が、平成5年9月1日に発足しました。

新東京簡裁の組織は、大きく分けて事務部門、民事部門及び刑事部門(墨田分室、大森分室、中野分室及び北分室の4分室を含む)の3部門に分けられますが、事務部門と民事部門は新しい東京家庭・簡易裁判所合同庁舎の1階と3階から8階までを、また、刑事部門(墨田分室、大森分室、中野分室及び北分室は各旧簡裁庁舎を使用)は東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎の2階をそれぞれ使用して執務を行っております。

新東京簡裁では、その基本理念である「国民により利用しやすい、親しみやすい裁判所」の実現を目指して努力しているところですが、特に、新しい東京家庭・簡易裁判所合同庁舎においては、そのためのハード面での数々の工夫が利用者の視点に立って凝らされておりますので、これからその主要なものについて御紹介したいと思います。

まず第1は、総合案内コーナーの設置であります。総合案内コーナーは1階の玄関ホール中央の南側壁面のスタントグラスを背にして設けられており、事務官を配置して、初めて裁判所を訪れた方々を含めた来庁者に対しその来庁目的に応じて親切、的確に行き先や担当係などを案内しております。

第2は、民事受付相談センターの設置であります。民事受付相談センターは1階の北東角に設けられており、オペレーターの書記官を相談員として配置し、来庁者の相談に応じて、簡易裁判所で扱う事件の手続の概要を説明したり、定型訴状等を用

意して申立の方法や申立書の記載方法等を分かりやすく説明するなどして、紛争解決の手続方法等について相談しております。

第3は、民事事件受付コーナーの設置であります。民事事件受付コーナーは、1階の玄関ホールの東南角に設けられており、ローカウンターによるオープンカウンター方式を採用し、明るく親しみやすい雰囲気の中で、申立者が張りながら事件申立ができるよう配慮して、特殊事件(督促、保全及び公示催告事件)を除く全ての事件の受付を行っております。

第4は、調停総合センターの設置であります。調停総合センターは3階の北東角に設けられており、調停事件当事者や調停委員に当日の調停室の行き先を指示したり、調停室の管理を行い、事件の当事者がここに集まれば、迷わずに調停手続に入れるようになっております。

第5は、ラウンドテーブル法廷の設置であります。ラウンドテーブル法廷は3階に1つと4階に2つありますが、通常の法廷にあるような段差をなくし、裁判官と当事者が同じ平面で円卓を囲んで審理するもので、簡易裁判所における審理を親しみやすいものにしてあります。

第6は、督促事件及び調停事件処理のためのコンピューターシステムの導入であります。督促事件については、事件の受付から正本送達までをコンピューターにより一括処理するシステムであり、これによって、郵便請求のバーパレス化、受付事務の効率化(OCR機という光学式文字読み取り機による自動入力)、各種裁判書類の自動作成化、自動封かん機導入による送達事務の効率化、事件進行管理の効率化、統計事務の効率化等が図れることとなります。

また、調停事件については、調停事件の受付から進行管理、調停室の予約管理、調停委員の履歴

管理等までをコンピューターにより一括処理するシステムであり、これによって、調停事件についての迅速かつ合理的な管理運営が図れることとなります。

第7は、夜間調停などの実施であります。これは、仕事の関係などから昼間の調停に出席する時間がとれないという当事者のために、当事者の希望があれば、月・水・金の各曜日に夜間調停を行い、また、同じ曜日の夜間には、調停などの事件の申立手続についての相談と事件の受付も行うと

いうもので、司法サービスの一環として行っております。

以上新東京簡裁におけるハード面での工夫の主要なものについて御紹介しましたが、新庁舎の最新の設備を十分に活用して、「国民により利用しやすい、親しみやすい裁判所」の実現のために一層の努力をしていく所存ですので、よろしく御支援のほどお願い申し上げます。

(東京簡易裁判所事務部長)

## 新しい東京簡易裁判所の開設準備について

柴田 康子

東京都区内に設置している12の簡易裁判所を統合し、併せて事務の方法を大幅に改善して、国民に利用しやすい東京簡易裁判所を作る目的の下に、既に準備が始められていた東京地方裁判所に民事次席書記官として勤務するようになったのは平成4年の4月のことで、当時、案・開裁合同新庁舎は、基礎工事が行われていたように記憶している。

都区内12の簡易裁判所の統合は、これまでに例を見ない大規模なものであり、新しい東京簡易裁判所の組織作り、事務処理態勢作り及び移転を円滑に行うための方策を検討するためには、東京地方裁判所の中に新東京簡易裁判所の開設準備のための委員会を設置する必要があるとの意見は、早くから民事・刑事・事務局の各部門から出されていたようであるが、これが具体化したのは、平成4年の12月からで、東京地方裁判所長の委員長の下に、新東京簡裁開設準備委員会が設置され、さらに民事部門、刑事部門、事務局部門に、それぞれ単位的に開設準備委員会が設置された。構成としては、民事部門は、所長代行、部総括判事、首・次席・管理官、東簡庶務課長等17名、刑事部門もほぼ同様の構成で12名、事務局部門は、局・次長、総務・人事・経理・用度・資料等の各課長ほか管内簡裁の庶務課長等も加わって11名の構成で、民事・刑事の所長代行及び事務局長がそれぞれの委員会に委員長の座に就かれた。

それとともにこの単位的な準備委員会の下部組

織として、民事部門に民事訴訟事件、調停事件、督促事件、即決和解・保全・公示催告・過料事件及び民事訴訟事務の5小委員会が、刑事部門に公判事件関係準備、略式・令状・保釈関係準備及び刑事訴訟事務関係準備の3小委員会が、事務局部門に庶務、資料、物品整備、会計及び移転事務の5小委員会が設けられた。民事部門、刑事部門の各小委員長には、準備委員会のメンバーの中から部総括判事等が選ばれ、委員は、右席判事及び簡裁判事のほか地・簡裁の主任書記官、庶務課長等で構成された。事務局部門の各小委員長には、準備委員会の中のそれぞれの担当課長が選ばれ、委員は、課長補佐及び簡裁の庶務課長等で構成された。各小委員会では、小委員長を初め各委員が多忙な日常業務の中で、新しい東京簡易裁判所のあるべき姿を求めて積極的に活動し、試行錯誤を繰り返して、問題点を洗い出し、資料収集、検討結果をまとめるという作業の積み重ねを行っていった。原則として1か月に1回の割合で開かれた小委員会では、議論が沸騰し、夜9時、10時まで討議を重ねたことも度々であった。そして、これらの小委員会で検討された結果は、やはり1か月に1回の割合で開かれた各部門別の準備委員会に報告され、更に討議が尽くされ、その結果が方策案として新東京簡裁開設準備委員長である所長に報告されたほか、必要に応じ、上級庁に報告された。

また、これらの委員会の設置とほぼ時を同じく

した平成4年12月1日、東京地方裁判所の中に、新東京簡易裁判準備室が設けられた。当初は、書記官1名、事務官1名でスタートし、402号法廷を改修して、そのための部屋が作られた。翌年1月には主任書記官、事務官各1名が増員され、更に、4月には私が加わって総勢5名で開設を開始を行うための準備に関する事務を執ることとなった。

開設準備室の主な仕事としては、

①上記各委員会の庶務的事務

各委員会が必要とする情報資料の収集・作成、委員会の名簿、議事録の作成、配付等  
②部内、部外との連絡調整

民事、刑事、事務局各部門間の連絡調整及び高裁、最高裁との連絡調整

③高裁企画調整室との連携

東京高裁企画調整室が担当するハード部門のうち、サイン計画、電話・インターフォン、庶務収納庫、カウンターの設置等についての地裁側の意見のとりまとめ、レイアウト等の作業

④兼約対象簡易裁判所の実情調査・指導

事件部門、庶務部門の事後票、事務分担の実態調査、未廃棄記録の分票、支払命令送達未了事件の数量等の調査並びに各種の事務処理方法の伝達・指導等

⑤移転作業の企画、立案

移転期間中の集約12簡裁の事務処理態勢の策定、事務引継スケジュール及び事務引継要領の作成・伝達、事件記録及び帳簿の梱包並びに記録の封鎖及び再立件手続等の処理要領の作成・伝達、12簡裁の移転日(案)の作成、各庁の意見聴取等  
⑥新東京簡裁のPR

ポスター、リーフレットの作成及び区役所等に対するPR文(案)の作成、事件関係者に対する通知方法等の文(案)作成  
等数え上げればきりがなが、これらの事務は、新東京簡裁開設準備委員会を補助して或いは一体となって処理したものである。

こうした事務処理のなかで、開設準備室として特に苦心をしたのは、12庁が短期間のうちに、いかに円滑に移転に伴う事務を完了するかということであった。

その第1が移転前にできるだけ身軽になることで、民事事件の保存記録中、保存期間の満了した事件記録はすべて廃棄をし、原本分離が可能な記録は、すべて原本分離を済ませることとして、平成5年の2月から3月にかけて開設準備室の職員

が手分けをして各簡裁へ実態調査に出かけ、未処理事件の把握をした。判決・和解等で終了した事件の原本分離は、従来、廃棄時、保存時のいずれにしても良かったのが、過達の改正により平成4年4月1日(東京地裁管内は、経過措置により平成5年1月1日)から保存時分離に一本化されたため、ほとんどの庁の保存記録が原本分離の状態であったこと、日常業務の繁忙さから廃棄作業が滞っている庁が多かったことにより、このまま移転をしたのでは混乱をまねがれないことが判明した。しかし、各簡裁とも事件増により繁忙を極めており、一部の庁を除きとも自庁努力のみでは処理できる状態ではなかったため、事務局の御尽力により関係各所の御理解をいただいて財団法人司法協会にその事務の一部を業務委託することが認められた。その後は、過誤を生じさせないための事務処理要領の作成、シミュレーションによる各簡裁への所要日数の割当て等の準備を経て、平成5年7月から記録廃棄等の作業を開始し、平成6年3月に所期の目的を達することができた。

その第2は、省力化できるものは、できるかぎり省力化するということで、事件番号の確保による再立件の工夫及び事件記録、帳簿等の引継ぎ方法の簡略化をしたことである。

まず、廃止庁に係属しているすべての事件は、庁の廃止によって一旦既済となり、受入庁で新たに立件をする必要があることから、訴訟、調停、公示催告のようにある程度の期間係属することが予定されている事件については、平成6年1月1日から閉庁まで、新受事件の事件番号にA、B、Cのアルファベットの識別符号を付すこととした。これにより、受入庁では事件番号の付け替えを省略して裁判所名を変えるだけで再立件を済ませることが可能となった。また、事件記録の表紙についても、平成6年1月1日から最上欄に廃止庁を、最下欄に受入庁を記載できるようにし、受入日を記載して担当者が押印することにより立件処理ができるよう工夫をした。

次に、廃止庁で使用していた事件簿、担当簿のように継続性のある帳簿については、受入庁の帳簿として引き継ぎ使用することとし、廃止庁はその写しを作成して、これを閉鎖することによって帳簿の処理をすることとした。

更に、移転時に係属中の事件記録については、本来引継目録を作成して記録の引き継ぎをすべきところ、この目録に代え、担当簿又は事件簿の写しで引き継ぎをすることとした。

以上本稿をしたための当たって、開設準備室時を振り返り、開設準備委員会の委員の皆様をはじめ多くの方々の借しみなないお骨折りによって、無事に東京簡裁の開庁の日を迎えることができたことに思いをいたし、新しく動き出したばかりの

東京簡裁の一員として、国民に親しまれ、利用されやすい簡易裁判所の実現に向けて、これからも一層の努力をしていかなければならないとの思いを深くしたところである。

(東京簡易裁判所民事首席書記官)

## 受付相談センターの門出

小林 幸子

「1番の番号札をお持ちの方、2番の窓口までおいてください。」アナウンスがあると相談者はブースの中に入って相談をする。ここは、新東京簡裁に新設された受付相談センターである。部屋は一階にあるため、天井も高く広々として、壁一面のガラス窓から見える日比谷公園の緑も目にやさしい。待合コーナーに設けられているテレビからは美しい景色と音楽、続いて調停と訴訟の手続案内が流れる。

相談は千差万別で、分からないことがあると皆で討論したり調査をしたり毎日が勉強である。受付事務を経験した方はお分かりのことと思うが、相談者の中には、一方的に話し続けてこちらの話に向いて耳を傾けてくれない人など、色々な人がおり、思わずかっとなりそうなのをぐっと我慢し穏やかな表情と口調で対応することも度々で、ストレスもたまがるが精神修行にもなる。

応対には、6名の書記官が交替で当たっているが、実務のベテランである上に人格円満の職員に恵まれ、今まで一度もトラブルがなく、相談中に怒鳴ったり、わめきちらした相談者は一人もいない。(因みに、相談者は3ヶ月で2,630人位)

「今日は本当に来てよかった。」とか、「自殺まで考えていたのに、先の見通しがつき、御陰様で夜も寝られるようになりました。(セラ金剛師)」などと言われると、ますますその人の身になって親切に対応しなければと思う。なかには同じ人が何回も相談に来て指名までされるようになると(ホステスの指名料はいくら位かな)等とくだらない冗談も出る。

相談には、各種の定型申立用紙を用意してあるほか、定型用紙のないものは書式をコピーして書き方を指導するので、大概の申立は本人でも簡単

にできる。さらに、申立後も証拠申請や執行文付与申請まで語々の相談にやってくるので、これらの相談にも応じている。

目下、一番の悩みは日本語が通じない外国人の相談である。職員は、外国人が来たらどうしようかと、いつもひやひやである。今までの3人の相談者のうち、1回はどうしてもちがいがあかず、送付管理官を通じて通訳の人に来てもらったし(来るまでに時間がかかるし、いつでも来てもらえるとは限らない)、その他、皆で英語の単語を並べながら話をしたり、漢字の筆談(中国人)でなんとか意思の疎通を図ったりして処理してきた。それはいずれも申立には至らなかったが、今後適切な対応ができるような制度が確立されればと思う。

電話での問い合わせも1日60件前後ある。電話だけで済む場合もあるし、来庁してもらう人もいる。実体的な法律相談が必要そうな人には裁判所の中立・公平の原則を説明してもらい、相談窓口の案内をしている。

最後に、受付相談センターを設けたことによるメリットである。従来、受付担当者は沢山の受付事務を抱え、ゆっくりと相談にのる余裕はなかったように思う。従って、当事者もなまらなく聞きずらく消化不良のような状態もあったのではなかろうか。今はゆつたりと椅子に腰を掛けて、雰囲気としては何でも気軽に聞けるようになっている。「依頼している弁護士に聞いてもあまりよく教えてくれない。」と言って、手続きの流れや、背面的出し方を聞いていく人もいる。これに反しデメリットは、顧問などが何時までも帰らないで話込むことである。

「方々へ相談にいったが、ここが一番親切に教

えてくれる。今日は3回目だが、また来ますので  
よろしく。」と言った人がいた。受付相談センター  
は、順調に相談窓口としての機能を果たしている

といえよう。

(東京簡易裁判所民事第6室主任書記官)



ステンドグラス「桜と朝顔」

作者 沖縄県立芸術大学教授  
北京中央工芸美術学院客員教授  
緒方 果 (ルイ フランセン)

このステンドグラスは、東京家裁と  
新東京簡裁の新しい庁舎のために、オ  
リジナルとして制作されたものです。  
ステンドグラスは光の芸術と言われて  
いますが、この作品は、ドイツのヴァ  
ルトザッセンで製造されている手作り  
ガラスを用いています。一般に北欧地  
方に多いステンドグラスは、その地方  
が日照量の少ないこともあり、尖塔型  
の建物の明かりとりとして、原色系の  
配色を多用しています。新庁舎では、

日本的な感覚を大切にするため、ソフ  
トな配色をして、外の景色が障子に映  
るイメージで、左に「桜」、右に「朝  
顔」がデザインされています。どちら  
も咲き方や咲く時期は異なるもの、  
人の心を癒す身近な花として、明るさ  
と調和のとれたくつろぎ感を表現しま  
した。



(北東面夕景)

編集後記

新庁舎に移転してから、はや半年が過ぎ  
ました。新庁舎に隣接する日比谷公園の梅  
の木に白い花が咲き、春の訪れを感じさせ  
ています。

現在は新庁舎に導入されたOA化を始め  
とする試みが、より着実に稼働するよう  
に、様々な職場で連日の努力が続けられて  
います。国民のための司法サービス向上に  
向けた新庁舎づくりは新たなスタートの始  
まりです。

最後にこの記念号を発行するに当たり、  
御多忙中にもかかわらず快く執筆してくだ  
さった方々をはじめ発行に御尽力をいただ  
いた方々に厚く御礼申し上げます。